

第一百二十六回

参議院商工委員会議録 第十号

(一八四)

平成五年五月十三日(木曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

事務局側

中小企業庁長官
部長
中小企业庁計画
部長
中小企业庁小規
模企業部長
常任委員会専門
員
小野 博行君関 收君
桑原 茂樹君
井出 亞夫君斎藤 文夫君
吉田 達男君
松尾 哲男君
官平君
井上 計君沓掛 哲男君
吉田 達男君
松尾 哲男君
官平君
井上 計君倉田 寛之君
下条進一郎君
前田 納男君
松谷蒼一郎君
吉村剛太郎君
谷畠 孝君
峰崎 高樹君
稲科 満治君
村田 誠謙君
浜四津敏子君
和田 敦美君
市川 正一君
古川太三郎君
小池百合子君
土志田征一君
森 喜朗君
江崎 格君
内藤 正久君
熊野 英昭君

○委員長(斎藤文夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

だらう、こう思ふんですけれども、いわゆる一千百円台を想定して生き延びていくためにやはり徹底的な合理化をしていく、これが言いかえればリストラの中身じゃないだろうか。徹底的な合理化を進めていこうとすれば、いや応なしに末端の下請に対してまず受注単価を切り下げる、こういうことに実はなっておるのじゃないか。だからこそ、底が見えても中小企業においてのしわ寄せについて非常に深刻な問題がある、こう思うわけでございます。

つきましては森通産大臣に、まずそういうところの基本的な認識といいましょうか、できました

らひとつ今日の中小企業における状況などを語つていただきたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(森喜朗君) 谷畠委員から最近の景気動向についての先生のお考えも含めてお話しいた

だましまして、確かに先生のおっしゃるとおりのそ

ういう見方を私もいたしております。

さきのう政府の月例経済会議がございまして、け

さそのことについては新聞にも詳しく出でておる

おりでございますが、通産省としましては、在庫

調整が進展しておりますし、住宅着工も増加して

いますし、確かに一部には株価の上昇などもござ

いまして、一部に回復の兆しを示す動きは見られ

ております。しかし、鉱工業生産指数を見てみま

すと、先般もこの委員会で私はたびたび申し上げ

たかと思いますが、やはり二、三月は決算対策と

いうこともございました。四月、五月の予測とも

これはマイナスで私ども予測をしておるわけであ

りまして、端的に言えば在庫調整は進んでおりま

すが、さてそれでは生産の動きが見られるかどうか

かということが今一番大事なところではないか。

そういうふうに見ておりますと、もう一つやはり

様子を見ているということが一面にはございま

す。

そこで最近は、不況を乗り越えていくために、

とりわけリストラというものが非常に大きな一つ

の焦点になつておる。リストラというのは一体何

だらう、こう思ふんですけれども、いわゆる一千百円台を想定して生き延びていくためにやはり徹底的な合理化をしていく、これが言いかえればリストラの中身じゃないだろうか。徹底的な合理化を進めていこうとすれば、いや応なしに末端の下請に対してまず受注単価を切り下げる、こういうことに実はなっておるのじゃないか。だからこそ、底が見えても中小企業においてのしわ寄せについて非常に深刻な問題がある、こう思うわけでございます。

つきましては森通産大臣に、まずそういうところの基本的な認識といいましょうか、できましたらひとつ今日の中小企業における状況などを語つていただきたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(森喜朗君) 谷畠委員から最近の景気動向についての先生のお考えも含めてお話しいただましまして、確かに先生のおっしゃるとおりのそういう見方を私もいたしております。

さきのう政府の月例経済会議がございまして、けさそのことについては新聞にも詳しく出でておるおりでございますが、通産省としましては、在庫調整が進展しておりますし、住宅着工も増加していますし、確かに一部には株価の上昇などもございまして、一部に回復の兆しを示す動きは見られております。しかし、鉱工業生産指数を見てみますと、先般もこの委員会で私はたびたび申し上げたかと思いますが、やはり二、三月は決算対策と

いうこともございました。四月、五月の予測ともこれはマイナスで私ども予測をしておるわけでありまして、端的に言えば在庫調整は進んでおりますが、さてそれでは生産の動きが見られるかどうかかということが今一番大事なところではないか。そういうふうに見ておりますと、もう一つやはり様子を見ているということが一面にはございま

す。

さきに、近時の経済状況の変化に対応して、親企業は事業活動の一部縮小をしたり、生産拠点を海外に移したり、あるいは部品等の生産の内製化等を進めてきておりまして、加えて今般の円高によります輸出の停滞等がございまして、下請中小企業の受注量の減少に強く影響してきている、このように認識をしております。

こうした下請中小企業の影響を考慮いたしまして、通産省としましては従来から強力な対策を推進いたしておりまして、具体的には下請取引のあつせん等による下請中小企業の取引先多角化、自立化を推進いたし、また親企業の事業活動の変化等による影響を受けた下請中小企業が経営の合理化や近代化や新しい分野進出を行う場合には、低利な融資制度等によりまして支援をしていく、このような対策を今推進いたしているところでござります。

さきに、近時の経済情勢を踏まえまして、広域的な取引あつせんを推進するための全国規模のオンラインネットワークを活用して取引あつせんを一層強化しておりますし、二つ目には、先般の総合的な経済対策におきまして、親企業の事業活動変更等により影響を受ける下請中小企業や、円高等への影響をこうむつておる中小企業への低利融資を一層充実いたしたところでござります。

今後とも下請中小企業の経営活動を十二分に注

視し、下請中小企業対策に万全を期してまいりたいと考えております。特に、委員の御出身地でござります大阪は極めて中小企業の多いところでござりますだけに、十分私どもも通産局を通して注視をしております。お気づきの点ございましたら、また御指導賜ればと思う次第でございます。

○谷畠孝君 その件について中小企業庁長官にお伺いするんですが、この円高の時代を迎えて再度の合理化をしていく、こういうことになつていくことを思うんですけれども、それに当たつて大企業の方はそれなりに力もありますしわゆるリストラも早いですし、どうしてもそれが中小企業にしわ寄せをされる。私どもよく陳情を受けますのも、予告もなしに急激に発注を落としてきたとか、どうしても元請、親譲の方に対するさまざまなものでトラブルが多岐多様にわたつてあるわけなんですね。

そういう意味では、これから問題としてはいる元請、子請含めてのそういうことに関する対策といいましょうか、あるいはリストラに対する影響を最小限に引きとどめていく対策、そういうことを強化していくことが非常に大事だらうと思うんです。その点については長官、どういふうにお考えでしようか。

○政府委員(鶴見君) 先生御指摘のような問題意識は私どもも同様に持たせていただいているわけでもございまして、我が国の中少製造業の五五%以上は下請関係にある企業というわけでございますから、この下請企業関係の景況でありますとか取引条件というものは、中小企業全体から見ましても極めて重要な状況にあるわけでございます。

先生先ほど来御指摘がござりますように、最近におきます景気の低迷、さらには円高等々から非常に苦しい状況にございまして、それは仕事の量におきましても、また取引条件におきましても、私どもの調査でもかなり厳しいものになつておるというふうに考えておるわけでござります。私どもしましてはこの機会に、こういった困難克服しようというそれぞれの企業の努力に対しまし

て、最大限の御支援はさせていただきたいと思つておるわけでございます。

今、先生の御質問は必ずしもございませんでしょけれども、一つは、下請企業も独自の技術を持つて一对一の関係にとどまらず、複数の親企業と取引できるようなそういう体力を培つていくことがうことがまた非常に大事だと思うわけでございます。同時に、先生今御指摘ございましたように親企業との関係、これはどうしていくかということもまた重要な問題だと考えております。

先生御案内どおり、親企業との関係につきましては、一つは下請企業振興法という法律がございまして、これは必ずしも罰則で担保されているわけじやございませんが、親企業と下請企業との取引条件につきましていろいろ親企業も協力していただくべき事項について詳細に定めであるわけございまして、これをぜひ遵守していただくようになります。これは先般の総合経済対策でも早期に実施をする旨が規定されておりますので、私もとしてはできれば五月中にも発足をさせて、こういいう厳しい状況下の下請事業者の方々のいろいろな問題、困難に対しましてできるだけのお手伝いをさせていただきたいという気持ちでこれからも臨んでまいりたいと思っておるところでござります。

○谷畠孝君 次に、中小企業の人材確保とか、そういう問題について少しお話をしたいんです。私はいわゆる旧ソ連が崩壊する少し前にモスクワにおりまして、それぞの要人とお話をしたときに、とりわけソ連が今日のような状況になつてきたのは中小企業がないことと流通が存在しないこと、こういうことを幹部が言つておきました。そのころはいわゆる食糧危機という問題が非常に大きな問題でございまして、食糧はたくさん生産できるんだけれども、大都會へ運んでいく間に立入検査をしたり、あるいはいろいろ指導をしたりといふようなことは從来からやらせていただいているわけでございまして、私どもとしては現在のようない状況にかんがみまして、特にこの点に力を入れていきたいと思つておるわけでございまます。例えば、私ども下請代金支払遅延等防止法に基づきまして公正取引委員会と協力をさせていただいて、いろいろ所要の措置、例えばそういう条件が課されるおそれがある場合に立入検査をしたり、あるいはいろいろ指導をしたりといふようなことは従来からやらせていただいているわけでございまして、私どもとしては現状のようない状況にかんがみまして、特にこの点に力を入れていきたいと思つておるわけでございまます。例えば、私ども下請代金支払遅延等防止法に基づきまして立入検査というのは毎年実施いたします。たしておるわけでございますが、ことしの実施に当たりましては、先ほど来先生御指摘ありました通りの委員会におきまして通産大臣の発言におきましてはやはり中小企業というのがいかに大事かということ、これが各委員からもお話をございました。そこで、昔ならいわゆるやる気といいましょうか、中小企業に行つてそれで自分が必ず親方になる独立する、そういう構えを持つて実は働いたものでけれども、それが中小企業で言えばのれん分けといいましょうかいい言葉でのれん分け、

一生懸命働けば必ず親方も責任を持つて独立をさせてくれたという、そういうよき時代があつたと思うんですね。

ところが今回、中小企業八〇%を占めておりながら非常に厳しい局面にある。それは何かといいますと、いろいろあるうとあります。一つは資金、

大企業であれば株式といふことで非常に低利な資金を集めることができます。そこへ持つてきて人材と、こういうことでござります。

そこで、私はかねがね、できたらそういう人材を確保していく抜本的な、通産省を少し乗り越えたりといふようなそういういわゆる国策的な状況がつくれば、中小企業は担保力もございません。あるいはもちろん、最近のようなハイテクといふことになりますと申しますのは、例えば福利厚生一つとつてみても大企業と中小零細企業とは全く違う。大企業の場合であれば福利厚生施設も十分充実しておる、そういうことはござります。それからまた年金においても、もちろん厚生年金はあるんですけども、大体大企業は皆、企業年金といふことであります。それで、それぞのけながらプラスアルファの年金がある。ところが、中小企業の場合においてはなかなかそのあたりが乏しい、ないと。

福利厚生を合わせていく問題だと、あるいは年金も、あるAという中小企業に勤めて五年こちらに勤めて五年と、いずれにしても中小企業に二十五年、三十年間トータルして勤めたら、通産省なりあるいは大蔵省なりそれぞれが出し合つた基金でもつて、あるいは事業者も基金を出し合つてできれば中小企業年金といふのか、そういうものが少しでも加味されるようないわゆる企業年金を拡大解釈したようなそういう制度をつくつて、ぜひひとつ優秀な人材が中小企業に集まつて、ぜひとと優秀な人材が中小企業に集まつてくるようなそういう抜本的な政策が必要じゃないかということを私はかねがね思つてます。その点についてどう考えておられるか、ひとつ意見をお聞きしたいと思います。

○政府委員(関収君) 先生御指摘のとおりだと思つております。最近におきます出生率の低下等の事情もございまして、一九九五年ぐらいをピークにいたしました出産年齢人口というのはこれから恒常に減つてまいるわけでございます。その中で、我が国は物づくりを初めとする中小企業が非常に大きなウエートを占めておるわけでございますから、中小企業における人材確保というのは、これからの中企業対策を考えます場合に最も重要な課題の一つだと私ども考えておるわけでございます。

そこで、どうしたらいいかということがござりますけれども、なかなか難しいと思いますが、一つはやはり働く方がそこでやりがいを持ち生きがいを感じ、また個性を十分に發揮できるようなそういう職場にするということが非常に大事だと思うわけでございます。これは基本的にはやはりそれぞれの経営者の方が働く方ともいろいろ相談し、御協力いただいて考えていただきすることが多いんじゃないかと思っておりますが、私どもサイドから申し上げますならば、労働環境と申しますようが福祉といいましょうか、そういう観点から政策的にお手伝いする余地はいろいろあるのではないかと考えておるわけでございます。

この点につきましては、国会の方で中小企業の

労働力確保法というのを制定していただきまし

て、この法律に基づきまして組合等が労働時間の

短縮でありますとか、あるいは職場環境の改善でありますとか、あるいは福利厚生の充実、あるいは募集方法の改善等々を実施いたします場合に、いろいろな御支援を申し上げるということは既に実施を始めておるわけでございます。今日までの段階で全国で二百七十を超える組合がこの取り組みに既に入つておられるわけでございまして、これからも恐らくこういう事業がだんだん進んでまいると思うわけでございます。そういう法律を中心といたしまして、例えば福利厚生施設に対する融資制度でありますとか、あるいは社宅、食堂、託児所に対する融資制度といったような低利の融

資をさせていたぐり仕組みは既にできているわけですが、大変だと思います。

先生、最後に御指摘、また強調しておられまし

た年金制度の問題でございますが、これは私から

申し上げるまでもなく、厚生省あるいは労働省等

が中心にお考えいただくというのが基本だと思つておりますけれども、私どもとしても中小企業問

題を考えるという立場から、今先生御指摘のよ

ういう年金のあり方といったことについても

重大な関心を持ち、私どもの立場で何ができるの

か、あるいは各省にどういうお話をするのかとい

うふうなことについては引き続き勉強させていた

だきたいと思う次第でございます。

○谷畠孝君 もう一つだけ法案に入る前に質問を

したいのですが、過日この委員会におきまし

て、いわゆる国際收支あるいは貿易における黒字

の問題、日本がひとり勝ちということで資金の還

流策ということを貿易保険法においてここで議論

をさせてもらつたところでございます。そのとき

も、やはりこの貿易保険を使うのは基本的には中

小企業の率が少ない、ほとんどが大企業である、

こういう話でもございました。

しかし、プラザ合意後の円高のときに見られた

ように、やはり中小企業の皆さんのが直接海外投資

が非常に実はふえてまいつたわけであります。

とりわけ、付加価値を伴わないこういう生産部門に

おきましては、どうしても新興国において追い上

げをされていく中で今言つたよつぶれていく

という現状がある。それならば、多少の技術も応

用しながら海外に直接行こうということで中小企

業の皆さんのが海外へ行かれたわけです。

私どもの友人の場合でも、自転車をつくつてい

る割と中小企業の大手なんですが、苦労し

て中国の深圳へ行きました。しかし、その話を聞

いてみると、なかなか苦労話みたいなもので、

ここへ話をするところこだということになつて、

非常に時間がかかる苦労話を聞きました。またあ

る人の話によると、根こそぎいわば資金が回収で

きなくともう本当にすつてんになつた人もお

る。そういう話もたくさん聞きます。

そこで私は、きょうび国際化時代ですから、再

度のまた円高が始まつてゐるということにつきま

で、できたら各地方自治団体において、ジエトロ

とかあるいは商工会、商工会議所、そういうとこ

ろで海外における投資がもう少しやすいよう

な、また中小企業のそういう能力を発揮して海外

直接投資ができるよう、これまた逆に言えば経

済面における国際貿易だと私は思いますので、そ

ういう点もひとつ研究できないものだろうか。そ

ういう意味では例えば、大阪などは商工会議所あ

たりが世界各国からいわゆるバイヤー含めて日本

の国内の企業者とのお見合いを、そういうイベン

トをやつておりますけれども、できたらそんな窓

口をもう少し常時つくる方法はないだろうかとい

うことについてはどうでしょうか。

○政府委員(関収君) 先生御指摘のとおり、経

済全体のグローバル化が急速な勢いで進んでおるわ

けでございますし、特に最近おきます円高とい

うような事情あるいは人手不足といったような

事情から、中小企業におかれましては海外に投資

するという選択といいましょうか、経営方策をお立

てになるところもこれから出てくるだろう、ふえ

てくるだろうと私ども考えておるわけでござい

ます。

そこで、中小企業の皆様が海外に投資をなさる

場合には非常に難しい問題が幾つかあるかと思

うんでございますが、海外投資をするための資金

面の問題でありますとか、あるいはリスクの問題

が一つございます。それから二番目には、行き先

三番目は、その中小企業の方が現地に行かれる場

合の現地のマネージャーでありますとか指導員で

ありますとか、そういう人材といいましょうか、

そういう人たちがそういう国際感覚を持ち十分な

情報を持つて臨めるかといったような問題がある

わけでござります。

そこで、私どもとしては第一の点でございます。

が、金融あるいはリスク軽減ということにつきま

しては、政府系金融機関によります低利の貸付制

度あるいは先般も御審議をいただきました貿易保

険といったよな形で対応をさせていただいてい

るわけでございます。

それから二番目の情報面につきましては、一つ

は中小企業事業団が、それぞれの地に十年ぐらい

商社または銀行などで滞在されて現地の事情に熟

知しておられる方、これらの方をいわばアドバイ

ザーとして数百人お願いいたしております、こ

のそれぞれの方に例えばAという国の事情、Bと

いう国の事情、あるいは金融の専門家、税制の専

門家ということでそれぞれの問題について事前に

いろいろアドバイスをさせていただくという制度

を実施いたしているわけでございます。

それから、これから海外に今度行かれた場合に

は、ジエトロの事務所が海外にございますので、

ジエトロが現地の法律事務所でありますとか会計

事務所と提携いたしまして、進出した後の中小企

業の方のいろんな御相談に乗るというようなこと

をやつておるわけでございます。

それから、人材養成とということにつきまして

は、中小企業事業団の中企大校というの

がございますが、この東京校、関西校でそういつた

海外に進出を予定しておられるところのマネージ

ャー、こういう方々にいろいろ教育をするとい

う事業をさせていただいているわけでございます。

それから、人材養成についておるわけでございま

す。

これをさらに東京だけではなくて、それぞれの

地で身近に御相談できると一番よろしいというの

は先生御指摘のとおりだと思っておりますが、こ

の点につきましては、例えば商工会議所などにつきましては幾つかの箇所で、例えば東京、名古屋、大阪、福岡といったようなところの商工会議所におきましては、それぞれの地で御相談を受けるという形をとらせていただいているわけでございます。そういうふたより身近なところで十分な情報なり援助が得られるような仕組み、これについては今後さらに勉強させていただきたいと思っております。

○谷畠孝君 それでは、小規模事業者支援法の問題について入つてまいりたいと思います。

この法案の趣旨といふことでこのように明記されておるわけです。我が国事業所の約八割を占め、日本経済の発展に大きな役割を果たしている小規模事業者は、近時厳しい経営環境に直面している。そういうことの中でも小規模事業者は、企業規模が小さい上、事業の集団化、共同化のノウハウにも乏しく、自助努力や組合の結成による対応は困難である。そこで、商工会、商工会議所を小規模事業者対策の担い手として位置づけをして、そしていわゆる経営改善普及事業に合わせて共同工場、共同店舗そしてコミュニティーセンター設施と駐車場等のハード事業を総合的に推進をするんだ、こういうようによく趣旨には明記をされております。そして、この法案は本邦初の小規模事業者事業活動促進法である、このように明記をされておるわけあります。

しかし、私どもこの委員会でたびたび法案についての審議をし、法律もつくってきたわけであります、振り返ってみると、昭和三十八年に制定された中小企業基本法、あるいはまた中小企業近代化促進法、そして現在でも中小企業事業団を中心とした工場等集団化事業、そして小売商業店舗等集団化事業、また小規模企業集団化事業を始めとして事業協同組合を受け皿にした高度化事業、そういうことで数々の政策が実は打たれておるわけですね。

そしてまた、二年前ですが、本院におきましても大店法の改正ということの中で、いわゆる商業

集積だとか、あるいはコミュニティーセンター、ペント広場それから町づくり対策への出資とさまざまの助成をしていき、あるいはそれを発展させいくための施策をつくってきたと思うんですね。従来のそういう政策、とりわけこの大店法改正の中いろいろと町づくり法をつくられましたので、そのことについての成果といいましょうか、そういうことと今回この法案とのリンクで、そのことについての成果といいましょうか、そういう関係になるのかが、どういう関係になるのかが、どういうふうなものにならして、そういううものが

くつたけれども、例えば商業集積、大きな集積もありますけれども共同店舗を兼ねたような商業集積もありました。そういうものがなかなかうまくいかないから、この商工会議所を中心とした受け皿にしたところの共同店舗の事業なのか、それともまた少し違うのか、そのあたりどうなのか、少し教えていただきたいと思います。

○政府委員(井出亜夫君) お答えを申し上げま

す。今回の法律の提案趣旨でございますけれども、先生御承知のように非常にこの小規模事業者というのが数が多く、また経営の基盤というものが脆弱でございます。したがいまして、組合の結成でござりますとか、さまざまな中小企業政策を從来展開しておるわけでございますけれども、そういうものだけでは経営環境の変化に対応していくことが困難な場合というものもまた多々あるわけでございます。

中小企業基本法の二十三条には、小規模企業者に対する一般的な中小企業政策といふもののが円滑に講ぜられるよう特別な努力をするべきであるというのが国の責務として書かれておるわけでございます。一般的な国の施策といたしましては、例えば中小企業基本法の三条に八つの項目に分けまして書いてあるわけでございますけれども、経営管理の合理化、あるいはさまざまな組合等を通じた集団化等による企業構造の高度化というふなこと、あるいは中小企業の分野についての需

要の増進、さらには中小企業者以外の人との調整の問題等々、さまざまあるわけでございます。

こういう基本法の規定を受けまして、さらにそぞれを具体化するため先生からただいま御指摘いたしましたようなもろもろの施策の展開というものが今日までなされておるわけでございます。また同時に、大店法改正時におきましても中小商店業についての施策といふうなものも行われております。この当時の法律の趣旨あるいは考え方というふうなものからして、そういううものがそれれ成果を上げておりますし、それからまたそういうプロセスの中におきまして商工会といふものが全く無関係に存在をしたわけではなくて、商工会自身もそういううるものも行なっている。商工会自身もそういううものも行なう政策のお手伝いなりというふうなものをいろいろな形で講じておるわけでございます。

従来の商工会、商工会議所におきまして経営改善普及事業という形で三十年以上にわたりまして個別企業の具体的な経営の指導、労働問題でございますとか金融でございますとか税制というふうなもう一つの指導事業をずっと続けてきた、これにつきましてはもちらんまさにその事業の専門化でございますとか高度化というふうなものが必要になつておりますから、それについての強化充実といふものは一方で図つてきた、それから同時にそういう従来の事業といふものはソフト事業を中心にしてなされてきたというわけでございます。

商工会、商工会議所の任務あるいは事業の中に、商工業についての施設の設置でございますとか運用維持といふうなものも事業のやれる範囲としましてはあるわけでございますけれども、そういうものについて具体的な政策の支援といふものが必ずしも十分でなかつたということもまた事実でございます。今回の法律によりまして基盤施設事業の推進ということで、共同工場でございますとか共同店舗でございますとか展示場でございますとかといふうなものを、從来なかなか組合

をこの際新しい法律に基づいて進めていただこうということで考えておるわけでございます。こういうものは、小規模事業者がまさにその地域におきまして事業を行う場合に、地域の振興と表裏一体になって進めることによりまして、その地域の経済の発展、さらには小規模事業者自身の経営基盤の強化というふうなものにつながるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○谷畠孝君 先ほど言いましたように、いわゆる協同組合あるいは商店会の組合、そういうところを対象として、いわゆる大店法が改正されたときには、それにに対する支援として共同店舗をつくることだと駆け足をつくることだとあるいはイベントを打つことだとあるいは町づくり会社をつくることだと、そういうことに対しても非常に手厚く法律をつくって支援をしてきた。だから、もちはらもち屋で、ますそこの商店街自身は商店会の皆さん方が一番よく知っているわけで、どこそこに大店舗ができたからここ流れは変わつてくる、地域の中でいろいろコンセンサスを得ながら活性化のためにこうしていくんだということです。

その法律にも漏れていくようなそういう中小組合にも入つていないそういう人たちが、商工会議所といえども多種多様な人々が入つておるところであるし、いわゆる経営指導といふことが中心の事業であつて、その会頭さんなり常議員の皆さんも一つの名前で、そういういわばいさつ要員みたいな感じになつておる場合もあるし、そういうふうなところで果たしてうまくいくのかといふことも、一昨日のこの委員会においてもたくさんの方に議論されました。私どもも実はそういうことを危惧するわけなんです。そういうことにおいて中小企業庁として、その事業の見通しが一体どう考えられるのかどうかということが一つ。

それと、商工会、商工会議所はたくさんの方にありますから、一つの共同店舗をつくる場合で

も駐車場をつくる場合でも振興事業の場合でも、必ずこれは利害関係がありますよ。そうしたら人間のことですから、たくさん集まりますと、会頭派だ、いや副会頭派だとかいろいろ含めて派閥もありますが、あいつがやるとわしも嫌いやねんというようなことで入らない人もおるし、さまざまに利害関係のあるところが主体になつて事業をまとめていこうとすれば、もういろんな意見が出て一つのものをつくるにもなかなかつくり切れないといふか、つくるまでにもう終わってしまうといふ、そういうことがあるんじゃないかな。さきやかないろんな事業ばかりの集まつた形の中で何か共同購入をしようとか、私ども経験を持つておるんですけれども、事業者同士のものはなかなかまとまらない。私は非常に危惧をするところあります。

そのことについてもう一度ひとつ、中小企業庁の長官なりあるいは担当者でも結構ですから、その点はどうなのが率直に意見をお伺いしておきます。

○政府委員(井出亞夫君) 全国の商工会、商工会議所、合わせますと三千三百ござります。そういういろいろな商工会の活動をやつている中には、あるいは先生おっしゃったようなケースもないとは申し上げませんけれども、また非常に地域の合意形成というために日夜努力をされておられる商工会というのも多々あるわけでございます。そういう中で、私どもは今回の事業を行える商工会というものができるだけたくさんあらわれて各地でいろいろな事例が出てまいりますれば、それが全国各地にまた波及をする速度というものもまた非常に大きなものではないかと考えるわけでございます。

御指摘の、組合等々に比べまして非常に利害関係が入り乱れているということをございますけれども、組合の場合には、非常にある種の組合の結

成というのは同質的な集団ということでおざいまして、一つの事業なり経済事業を行う上におきまして極めて同方向に向いている、あるいはコンセンサスづくりが非常に早いというふうな場合もござります。従来も商工会におきましては、組合事業というものをむしろつくるべきであるというふうなことで組合づくりのお手伝いというのもまたいろいろやつてきたわけでございます。

今回の御提案申し上げている基盤施設事業等々につきましては、なかなか組合の事業というふうなことでは、組合結成という形ではできない、そういうものが対象になつていくのではないかと、しかしながら、そういう場合でございましても、地域における合意の形成あるいは商工会の中での合意の形成というものは極めて大事でございまして、その前提といたしまして、既に地方公共団体等が作成をいたしました地域振興のビジョンでござりますとか、あるいはまた今年度予算からようだいをしております商工会、商工会議所による地域振興のビジョンづくりあるいは行動計画づくりといふうな事業を進め、どういう形態をとつたらいいかという合意のベースというものがであります。このではないかと考えております。

また、本件を進めるに当たりまして、具体的には都道府県知事に対しまして事業計画の認定を求めるというスキームがございますものですから、都道府県知事に認定をしていただくに当たりましては、その事業の適切性というものと、その際はちゃんとした地域の合意形成というふうなものができるか、あるいは公的機関である商工会議所がかかるべきことが非常に大事だと思うんですね。

もう一つまた違つた側面からいいますと、そういう事業は利害が伴つてきますから、どうしても中立性というものがあると思うんですね、はつきり申し上げまして。特に中小企業、零細企業といふのは、皆さんも御存じのよう、県会議員であろうが府会議員であろうが国会議員であろうが、それぞれの支援関係があつて、あるところの関係者はあるところから八分になつたりじめられたりするという話もよく聞きますし、やっぱりそれが満たすわけではないかもしません。しかし、きわめて本件を進めさせていただこうと考えております。

○谷畠孝君 今、答弁の中にもとりわけ地方自治団体との連携ということを申されたんで、私ども非常に大事な点だと思うんですね。ところがこの法案では、「通商産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工會議所及び日本商工会

議所に對する基本的な指針を定めなければならぬ」として、商工会等は基盤施設計画を作成し、これを通産大臣に提出をして、その基盤施設設計画が適當である旨の認定を受けることができる、このふうにも書かれてあって、都道府県あるいは市町村、地方自治団体の関与ということについては明記されていないんです、そういうふうに思ひます。

そこで、これは大店法改正のときもそうでございましたけれども、やはり調整力はそこの都道府県なりあるいはその自治団体にめだねる方がいいんではないかということを、私はそのときに質問させてもらつたと思うんです。だから今回の場合は、商工会議所の会員の中でも、アンケートによりますと金融相談はわずかで、圧倒的に地域の活性化、地域の振興をということを願つておるわけなんです。こういうことだらうと思うんですね。そういう意味では、ぜひ地域の最大の中心である地方自治団体が非常に強いイニシアチブを握りながら、そこへ商工会、商工会議所なりの関係団体がかかわっていくことが非常に大事だと思うんですね。

もう一つまた違つた側面からいいますと、そういう事業は利害が伴つてきますから、どうしても中立性というものがあると思うんですね、はつきり申し上げまして。特に中小企業、零細企業といふのは、皆さんも御存じのよう、県会議員であろうが府会議員であろうが国会議員であろうが、それぞれの支援関係があつて、あるところの関係者はあるところから八分になつたりじめられたりするという話もよく聞きますし、やっぱりそれが満たすわけではないかもしません。しかし、きわめて本件を進めさせていただこうと考えております。

○政府委員(井出亞夫君) お答え申し上げます。

○谷畠孝君 今、答弁の中にもとりわけ地方自治団体との連携ということを申されたんで、私ども非常に大事な点だと思うんですね。ところがこの法案では、「通商産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工會議所及び日本商工会

は、法律の二十三条によりまして権限の都道府県知事への委任という項目がございまして、例えば基盤施設事業計画の認定でござりますとか変更でござりますとか、その種のものにつきましては都道府県知事にお願いをしましてその具体的な認定がなされるべきだ、これが問題だと思つております。それから、先生御指摘の基本指針でござりますけれども、この基本指針を定めるに当たりまして、「中小企業近代化審議会の意見を聽かなければならぬ」ということになつております。中小企業近代化審議会のメンバーの中に都道府県の代表の皆様にお入りいただきとか、あるいはこの指針をつくるプロセスにおきまして各都道府県にも具体的に十分御説明をし協議を重ねながら、各地において非常に役に立ちまた有意義なものとなる基準指針を策定し、地方公共団体それから浮き上がつたようなものにはならないものを十分に確保してまいりたいというふうに考えております。

○谷畠孝君 これから社会は、地方分権といふことが言われたりしてできる限りもう地方に権限をゆだねて、そしてその地方自治団体、市町村、そういうところに対しても少し財政的にも援助しながら、そこでの自主性に任せながらその町を活性化する、こういうことが非常に大事なことだと思ひます。特に地方の振興ということになつてますね。特に地方の振興といふことになつてますね。ただ単に融資だとかあるいは共同化事業という、そういう側面的なことじやなくて、総合的にその町がどういうふうにして活性化していくかという基盤整備の問題だとかあるいは工場誘致の問題だとか、あるいは鉄道等を含めてのさまざまな人がどう集まつてくるかというそういう活性化の問題というのは、非常にこれは難しくてまた大変な問題だと思うんですけれども、その点をひとつよく認識していくことが非常に大事ではないかということを再度申し上げておきたいと思います。

次に、これも私どもの吉田理事の方からもお話をございましたけれども、特に今回は小規模事業者がございましたけれども、特に今回

指導費補助金というものの、とりわけ商工会、商工委員会に対する補助金とか、そういう人件費等を含めて三十年ぶりに大きく変わってきた。とりわけ、人件費については七十五億円分を地方公共団体が負担することになった。不交付団体においてはそういうことになつた。これは一体どういうねらいなのか。いわゆる経営指導員等を含めて地方自治団体にこれからもだねて、そしてその地域性の中でのいわば通産を含めての行政の縦割り的なものを少し緩める、そういうことの意味を持つのか。それとも財政、もう少し他の中小企業政策の中でお金が要るので、そういうところへ振り向かないので力のある地方自治団体はということなのか。そこらは一体どういうことなのか。

それと同時に、商工会あるいは商工委員会における指導員さん含めてやつぱり自分の給料の出どころということは非常に関心がございますし、それに対する不安もあるだろう。そういうことは逆に言いかえれば将来、商工会議所、商工会が從来の商工会、商工会議所じやなくてそれが変革していく第一歩なのか。その点少し不透明な点があると思いますので、できましたら明快にひとつお教え願いたいと思います。

○政府委員(井出亜夫君) 御指摘の件でございますけれども、商工会及び商工委員会の経営指導員等につきましては、その補助につきましては現在の商工会法の五十六条、それから今回御提案を申し上げております法律ができますればその四条によりまして、その設置にかかる経費につきましては、都道府県が補助する場合に国から補助を行なうという形で三十年來やつてきたものでございました。今回の人事費関係につきまして地方で御負担をいただき、これは一般財源化というふうに申し上げておりますけれども、臨調の答申等によりまして、既に地方公共団体の事務として同化、定着している補助金については一般財源化によって措置すべきであるという趣旨の指摘というものがなされております。こういうふうなものを踏まえて

性の中でのいわば通産を含めての行政の縦割り的なものを少し緩める、そういうことの意味を持つのか。それとも財政、もう少し他の中小企業政策の中でお金が要るので、そういうところへ振り向かないので力のある地方自治団体はということなのか。そこらは一体どういうことなのか。

それと同時に、商工会議所における指導員さん含めてやつぱり自分の給料の出どころということは非常に関心がございますし、それに対する不安もあるだろう。そういうことは逆に言いかえれば将来、商工会議所、商工会が從

来の商工会、商工会議所じやなくてそれが変革していく第一歩なのか。その点少し不透明な点があると思いますので、できましたら明快にひとつお教え願いたいと思います。

○政府委員(井出亜夫君) 御指摘の件でございますけれども、商工会及び商工委員会の経営指導員等につきましては、その補助につきましては現在の商工会法の五十六条、それから今回御提案を申し上げております法律ができますればその四条によりまして、その設置にかかる経費につきましては、都道府県が補助する場合に国から補助を行

なうといふふうな判断をいたしまして所要の地方財政措置を講じていただくことにしたものです。ざいまして、地方に十分に同化、定着をしている

というふうな判断をいたしまして所要の地方財政措置を講じていただくことにしたものです。ざいまして、地方に十分に同化、定着をしている

ことがあります。

本件につきましては、昨年の秋以来、自治省当

局ともお話をいたしましたし、また各都道府県に

対しましても御説明をいたしまして、都道府県商

工部関係を通じて十分な御理解をいたしております

わけでございます。それからまた、自治省を通じ

まして全国知事会の御同意というふうなものもい

ただいておるわけでございます。

ただ、今回の一般財源化措置といふものは、経

営改善普及事業についての従来の趣旨でございま

すとか内容というものを変更するものではござい

ませんで、この点につきましては、自治省あるい

はまた中小企業庁からこの趣旨を各都道府県に對

しまして徹底をしてまいりたいと思つております。

それから、今後につきましてはござりますけれ

ども、今後につきましても各年度における地方財

政計画なりそういう中で従前どおりの手当てをし

ていただくべく考えておりまして、経営指導員等

の身分に影響の出るようないいような手だ

てを確保してまいる所存でございます。

○谷畠孝君 時間の関係で次へ進みたいと思いま

す。

次は日本商工会議所のあり方についてお聞きし

たいんですが、今日、日本商工会議所が設立され

て以来ずっと会頭職は東京の商工会議所の会頭が

兼務をされて、そして副会頭は五人いるそうです

けれども、その点についてはどう考えますか。

○政府委員(熊野英昭君) たゞいま委員からの御

指摘にもございましたように、商工会議所法上に

おきましたと副会頭でありますとか副会頭の選

任、解任といったことは会員総会において行なうこ

ととされているわけでございます。したがいまし

て、大変あれなんでござりますけれども、通産省

の監督権限がこれに直接及ぶということではござ

いませんので、それぞれ会員の総意によつてどう

いう人を会頭として選んでいくか、またあるいは

副会頭として選んでいくか、あるいははどういう人

事をやつしていくかということにまつべき問題であ

るといふふうに考えております。

○谷畠孝君 もう時間がございませんので、ぜひ

そこらは世論も背景にしながら中央も地方もひと

つ人事の活性化と言おうか、最近ではますます大

企業の社長さんが中心に日商の役員になつてしま

つている、その中で例えばその会頭に中小企業の

代表が入つてもいいはあるいは副会頭に入つても

いいんだけれども、そういうものが一つの従来の

慣行になつてしまつてなかなか入つていらないとい

うそこに私は硬直化が実はあるのではないか、こ

う思うんですね。

過日の委員会におきましても皆さんから指摘が

ありました。例えば、石川会頭のあのいわゆるや

み献金の問題等も指摘されました。その中で会頭

自身は一時は辞意を表明しながら、翻してまたや

るんだ、要望が出たからやるんだ、こういうこと

になりました。これらはそういう人事の停滞とい

いました。かういうものがあるんではないか。

このことについては、通産としては人事につい

ては内部干渉といふこともあつたりしてなかなか

言いにくい面もあるんだろうけれども、もちろん

そこの会議は会議所の中であるんだろうけれど

も、しかし今後ともやつぱりこういう支援法がで

きますと税金をそこへ投入していくということで

ありますから、むしろそういう商工会議所の中だ

けじやなくて多くの世論の声も含めて聞いていく

ようなそういうものであらねばならぬと思います

けれども、その点についてはどう考えますか。

○政府委員(熊野英昭君) たゞいま委員からの御

指摘にもございましたように、商工会議所法上に

おきましたと副会頭でありますとか副会頭の選

任、解任といったことは会員総会において行なうこ

ととされているわけでございます。したがいまし

て、大変あれなんでござりますけれども、通産省

の監督権限がこれに直接及ぶということではござ

いませんので、それぞれ会員の総意によつてどう

いう人を会頭として選んでいくか、またあるいは

副会頭として選んでいくか、あるいははどういう人

事をやつしていくかということにまつべき問題であ

るといふふうに考えております。

○谷畠孝君 もう時間がございませんので、ぜひ

そこらは世論も背景にしながら中央も地方もひと

つ大きいに活性化をしていくような人事が必要じゃ

ないか、そういうことを少し意見として申し上げ

ております。

次に、金融関係について今回の法案についての

議論に入りたいと思います。もう時間がございま

せんので、まず冒頭に二つ重ねて質問をしておき

たいと思うんです。

パブル崩壊後の中で基本的に中小企業がさらく

景気がよくなるまで耐え忍んで頑張つていくの

も、やつぱり何といつたって一番大事なのは資金

を得るか、こういうことだらうと思います。

パブルのときには、どうしても都市銀行を含めて

どんどん貸し付けをやつてきた関係もあつて、そ

の比率も非常に高くなりました。その結果、政府

系の金融が少し低下をするということになりました

た。しかし、今度不況になりましたから銀行自身

が貸し済りとということで、どんどん貸し付けをやつしてきた関係もあつて、そ

の比率も非常に高くなりました。その分だけ政府関係金融

機関が相当頑張つてその分をやつぱり補完をして

いかないと、これは回つていかない、そう思つん

ですね。だから、そういう点についてどのように

考へておられるか。

それと、地方自治団体には独自で緊急融資とい

うのを打つていますね。これは非常に人気があ

つて盛況でございます。ほとんど目標額を超えて

いくような状況です。だから、それも判断して中

小企業向けの政府金融の大きな枠をさらに考えて

おられるのかどうか、その点十分よく判断をしな

いとやはり足らなかつたりする場合があるんじや

ないか、そういう点も一つあります。

それと二つ目は、その中で銀行を経由した保証

という問題になつてきますと、どうしても銀行側

がいわゆる採算性が悪いだとかあるいは焦げつく

と面倒だとかいうような状況で、言えば門前で上

手に断つてくるというケースが非常に多くあると

いうふうに聞ぐんです。そこで、保証協会に直接

あつせん保証をしていくこととの比率をもつ

と上げていくことが大事じゃないか、銀行自身は

貸し済るということもあつたりして非常にこれは

締めている、そういう点についてどのように考え
ておられるのか。

この二つ、ひとつお聞きをしておきます。
○政府委員(桑原茂樹君) まず第一の御質問でござりますけれども、都市銀行がバブル時に中小企業に大量の融資を行ったというようなことである

が、最近は非常に貸し渉りがあるのではないかと
いうような御指摘がございました。

ところでございまして、確かに非常に最近は併せてが激しくなります。これは、中小企業の資金需要自体も非常に低迷していることもあるとは思いますけれども、都市銀行の方でもバブル時に相当貸し付けたという反省で審査姿勢が極端になってしまっている面もあるうかと思つております。この辺に

関しましては、我々としては大蔵省の方にお願いをいたしまして、民間金融機関に対しまして中小企業に対する金融の一層の円滑化というところでいろいろ指導していただきたいということをお願いいたしております。大蔵省もたびたび通達等を出して努力をしていただいているわけでござります。我々としては、そうした努力の成果もあつて、最近はかなり民間金融機関の中小企業に対する態度といふものもよくなつてきておるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、こうした不況期におきましては、先生御指摘のとおりに政府系の金融機関の役割といふものは非常に大きくなっていると思います。しかし、また地方も、地方単独で緊急経営支援といふようないろんな形で県単あるいは市単の金融制度を充実させておるわけでございます。こうした制度につきましては、我々としては、政府関係金融機関あるいは地方のそうした金融制度等々の本質というものはこうした時期において非常に重要なあるというふうに考えておりますので、これからもこうした不況期における我々の努力というふうのを一層充実させていきたいというふうに考えております。

質問の第二でございますけれども、信用保証協

質問の第一でござりますけれども、信用保証協会におきまして中小企業が信用保証を受けるということに当たりましては、御指摘のとおり二つのケースがございます。まず、信用保証協会に行つて保証を受けたいというふうに申し込み、信用保証協会が金融機関にあつせんをするというケースがあり、まず中小企業者が金融機関に参りまして、お金を借りてくださいと言つてそこで金融機関が信用保証協会に紹介をするという二つのケースがあります。それでございまして、おまつは、中小企業者にとってはお金を探したいときにはどうしても身近な金融機関の方へ相談に行くと、まず行くということが普通でございますので、この金融機関経由のケースが圧倒的に数としては大きくなっているものというふうに考えております。

しかしながら、そのいずれのケースにおきましても、金融機関と信用保証協会が相談をいたしましてこの案件について保証つきの融資をするかどうかということを決めるわけでございまして、そうかということをうした相談の際におきましては、信用保証協会は中小企業者の立場に立ちまして極力弾力的にいろいろなことを考えるというふうにしてほしいといふふうな指導を我々は思つております。

なお、金融機関に行くかあるいは信用保証協会に行くかというのは中小企業者の自由な判断でござりますので、その辺につきましては、もし金融機関の態度にいろいろ問題があると思えば信用保証協会に直接来られれば、我々としてはそこは信用保証協会として十分に中小企業者の立場をお聞きするということにしたいと思っております。

○谷孝君 終わります。

○松尾平君 質問に入る前に言つては語弊がありますが、一つ経企庁の方にちょっと聞いておきたいことがあります。

質問が出されました。実は、この二百五十一ページを見ますと一週間の実労働時間、製造業についての表が出ております。その一番下に「週実労働時間」というのが出でますが、日本における労働時間とアメリカにおける労働時間と、実は四十・八時間という全く数字が同じに載っているわけでございます。

確かに注書きを見ますと、アメリカは賃金支払時間、こういう注書きがついていますが、私のような素人にはこういう注意書きがついてもわからぬわけであります。こういう要覽を出す場合に、大体同じような条件で比較して、日本とアメリカの割合がどうなつてあるんだろうか、こう見るのが普通だと思うんですが、私にもわかるように、まず簡単に説明してください。

○政府委員(土田征一君) 先生御指摘のように、経済要覧ではそういう数字になつてございまします。今もお触れになりましたように、これは公表されている週労働時間の統計というものが、我が国の場合は実際に仕事に従事していた時間になつております。仕事に従事した時間だけをとれば、日本人の方がアメリカ人よりも多いことになるというふうに考えております。

年間の総実労働時間につきましては、実は昨年の経済白書で各國の比較を我が国の概念に近づけて比較をしておりまして、それによりますと我が国のは二千百二十四時間、アメリカは千九百四十八時間となつております。これ単純に五十二週間であるというふうに考えて割り算をいたしました所、我が国は四十・八時間で、アメリカは三十七・五時間というふうになるわけでございまして、そういう意味では年間の総実労働時間から考えますと、やはり我が国の方が週当たりでも多くなつてているということだらうと思います。

誤解のないようについて御指摘でございますので、今後考えますのでよろしくお願いいたしま

○松尾平君 今御説明を聞くと、なるほどとうような気もしないわけではございません。しかし、この一覧表を出す場合には条件を同じにして比較しなきゃ素人にはわからぬでしょう。こういう要領をつくるようなときは、そういう配慮が必要じゃないかと思うわけです。まあ時間があればもっと聞きたいんですが、よく御検討の上で、もしできましたら素人が見ても比較できるような表をつくっていただきたい、注文しておきたいと思います。

ところで、結びの質問になるわけでありますが、実は今回の法改正は三十年ぶりと盛んに中小企業庁言つておりますが、実は三十三年ぶりなんです。昭和三十五年に商工会が誕生して、昭和でいきますとことしは六十八年ですから三十三年ぶり、その間に一部改正が行われたのが昭和五十五年だと思います。法律ができまして二十周年で一部改正が行われ、三十三年ぶりに大改正が行われるわけであります。

私はなぜ大改正か、象徴的なことは法律の名前が全然変わったということであります。商工会の組織等に関する法律に準拠して我々商工会は今まで生きてきたわけですが、これからは商工会法に準拠するわけであります。商工会議所とようやく肩を並べるとはいきませんけれども、似たような名前になつてくるわけであります。この辺に私らは誇りを感じています。それを考え方で通産省並びに中小企業庁に心から敬意を表したいと思います。

我が方の松谷委員からの参考人にに対する質問を聞いておりましたら、両団体とも大賛成だ、こういうことでございますが、聞かれればそう答えるわけであります。個々の問題をとれば、一抹の不安がないわけでもありません。その点については、社会党の吉田委員始め皆さん方から、村田さん、谷畑さんあるいは民社の井上先生等々からいろいろな注文あるいは疑惑を晴らしていただきまして、一段と喜んでいるところでございます。

ところで、中小企業といいますけれども、我々の対象は小規模事業者が大半であります。小規模事業者の主たる事業活動の場は地域経済ということがあります。よって、我々にとって最も心配であり、また大事にしなきやならぬのは、地域経済の活性化の要素がどのようにこの法律の中に取り込まれているかということが関心事であります。また、その地域経済を構成している地域を見ますと、残念ながら一極集中が進行しておりますので、過疎地になりつつあるわけあります。

人間のライフスタイルも変わり、あるいは過疎地があふえ、高齢化が進み、そういう中で地域経済の活性化を図つていくということは大変な難しい問題であります。新しい法律に準拠して我々も頑張りたいと思いますけれども、役所において特段の配慮をどのようにして考えていらつしやるか。これも時間がありませんので一言、二言で答弁をお願いします。

○政府委員(閔收君) 今先生御指摘ございましたように、小規模事業の皆様がまさに地域経済の中的な役割を果たしておられ、また同時に小規模企業の発展は地域の発展によって初めて達成されるという意味で表裏一体のものであると私ども考えておるわけでございます。そこで、今回御提案をしておりますようなさまざまな事業を商工会、商工會議所でやつていただくことになるわけでございますが、やはり先生御指摘のように、それを見合う十分な人的体制あるいは地元におけるコンセンサスなり考え方をまとめる上でどうしたらいいか、あるいは資金的な問題、さまざまなお想される困難もあるわけでございます。

そこで、今回の法律におきましては、特にそういったなかなか人材の体制がとりにくいようなところにつきましては、例えは広域的な形でやつていただぐ、あるいは事務局体制をつくりまして経営指導員の方がそういう事業により専念できるようさせていただぐ、さらにまた今の極めて激しい状況の中で、次から次へとまた新しい情報

でありますとか経営のノウハウも必要になるわけでございますので、そういうものを提供するエキスパートバンクといったような形でいろいろお手伝いをさせていただきたいと思っておるわけでございます。

それからまた、これまでたびたび御議論が出ておりますけれども、先ほど申し上げましたようなことから、この商工会、商工會議所地域の発展と地域の振興というのは極めて密な関係がござりますので、地元の地方公共団体の考え方、あるいはそちらが実施されるさまざまな事業との連携これをぜひ密接にとつていただくように、これはいろいろな形で各方面にもお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

○松尾官平君 同いますと、中小企業庁では各課長が四十七都道府県をそれぞれ担当してといいますか、そういうことで御熱心にアドバイスあるいは指導していらっしゃるようでございまして敬意を表したいと思います。新しい法律ができましたら両々相まって頑張つていただきたいと思いま

す。

信用保険法の方でございますが、同いますと代位弁済が大分ふえてきているようでございます。しかし、この代位弁済というのが順調に行われませんと保証協会が各銀行に対する信用を落としておられます。新しく法律ができましたら両々相まって頑張つていただきたいと思いま

ないとは思いますが、ひとつラグビーで鍛えた体力で、あるいは長い間培った政治的な英知をもつて四極通商大臣会議で頑張つていただきたい。

そういう立場から考えますと、世界の開発途上国に限らず、日本の中小企業政策というものに非常に关心を持つて指導者をよこしてくれとかいろいろ注文があるようでございます。そういう現状を踏まえ、四極通商大臣会議に臨む大臣の決意並びに小規模事業者に対する指導方針を一言漏らしていただければありがたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 松尾先生からいろいろこのたびの法改正につきまして御好意ある御激励をいただきまして、通産省、中小企業庁、感謝をいたしております。先生は国政に参加されますその以前から、青森県におかれまして地方政界のみならず商工会あるいは商工會議所の御指導に当たつておられたことも、私よく承知をいたしております。これから、先生の今御指摘ありました点を十分に踏まえながら中小企業庁また各通産局に指示をいたしまして、中小企業とりわけ小規模事業がさらには振興できますように事務当局に十分注意を促し、また懸命な御支援を申し上げるよう努めさせていただきたいということをまず申し上げておきます。

今、松尾先生からお話をございました四極貿易大臣会合が十四日、これは第二十三回目になるというふうに伺っていますが、トロントで行われることになりました。しばらくウルグアイ・ラウンドにつきましてやや休止をしたといいましょうか、とんざしたというような形になつております。これにはいろいろな事情がございました。アメリカ政府が新しく誕生されましたためのいろんな諸手続のこともございましたでしようし、それから

そこで最後でございますが、伺いますと、森通産大臣にはきょうこれからカナダへお出かけのようございます。四極通商大臣会議に乗り込むようですが、心技体すべらしい活力の持ち主の大臣が乗り込みますので押し負けを食つてこ

よろしく、そのためにはウルグアイ・ラウンドの早期の決着に日本がイニシアチブをとつてほしい、も大事だ、まさにそうした国々が発展していくためにはやはり自由貿易体制をしっかりと堅持してほしいことをお伝えされたわけでございます。

幸い、そうした環境もございましたのともう一つは、アメリカ政府がファストトラックに関しまして方針を決定して初めて議会に承認を今求める手続をいたしておりますので、そういう意味で四極のいわゆる通商関係の閣僚レベルの初会合になりますので、でき得ますならばウルグアイ・ラウンドを年内に決着ができるような一つの道筋をつけねばなりません。

さて、米問題を初めとしてそれぞれ困難な問題を抱えている国々が多うございますが、それを年内に決着ができるような一つの道筋をつけねばなりません。これはさらにこれから十二分に話し合つてでき得れば、米問題を初めとしてそれぞれ困難な問題を抱えている国々が多うございますが、それを年内に決着ができるような一つの道筋をつけねばなりません。

さて、米問題を初めとしてそれぞれ困難な問題を抱えている国々が多うございますが、それは大事なのではないか、このように考えております。

ただ、従来二日間ございましたこの会議がたつた一日しかございませんで、今入つてきました予定では朝の八時から夕方までびつしりやろう、こういうことでござりますので、どのあたりまで深く話ができるかわかりませんけれども、それぞれ各自が自分たちの思つておることを思い切つてお互にテーブルに出し合つて、そして突つ込んだ話を申し上げると同時に、さらずに六月のOECド閣僚会議あるいは七月のサミット、これからスケジュールなどもプロセスなども十二分に話し合つていくというのが今回の会合の主な中身になるのではないか、こう思つております。

大変大事な会議でございまして、ラグビーのようないいにはなかなかまいりませんが、我が国の貿易体制がしつかりと堅持でありますように一生懸命努力していただきたい、こう思つております。そんな私の理由なども含めて、参議院商工委員会もいろいろと時間を配慮してくださったことに對しまして、委員長初め委員の皆様に心からお礼を申し上げる次第でござります。

○委員長(森喜朗君) 大臣、どうぞ御活躍と成程の上昇るよう期待いたしております。

○国務大臣(森喜朗君) ありがとうございます。

○浜四津敏子君 それでは、まず通産大臣にお伺いいたします。

大臣は、日本の国の経済分野での指導者であります、グローバルなそしてまた大局的な知識を当然持つていらしてまた必要だということがございますが、その一方でまた現場の声そしてまた悩みを十分に知つていただけて初めて的確な指導をしていただけるというふうに思いますので、まづ現在、小規模零細事業者また個人商店等が置かれています現状についてぜひ現場の声をお聞きいただいて、その上で基本姿勢等について伺いたいとうふうに思つております。

大臣は、日本の国の経済分野での指導者であります、グローバルなそしてまた大局的な知識を当然持つていらしてまた必要だということがございますが、その一方でまた現場の声そしてまた悩みを十分に知つていただけて初めて的確な指導をしていただけるというふうに思いますので、まづ現在、小規模零細事業者また個人商店等が置かれています現状についてぜひ現場の声をお聞きいただいて、その上で基本姿勢等について伺いたいとうふうに思つております。

実は、先日墨田区の個人青果商店、八百屋さんでございますが、そうした方々とお会いする機会がありました。その地域の組合員の八百屋さん、最盛期には三百三十六軒あつたそうでござりますけれども、それが今から約十年前には二百三十軒に、そしてまた現在は百二十軒にまで落ち込んでいます。この十年間で約半減したわけでござります。そしてまた、このままではとても生き残りは厳しいと、さらに減っていくだろうというたくさんの声がありました。また、従事しているつやしゃる方の平均年齢がもう既に五十代半ばを超えてい、若い人はもうほとんどいない、こんなことで

企業施策が円滑に講じられるようになることを期待いたしておるわけでございます。

要はその地域が、今先生がいろいろおっしゃいましたように、そうした八百屋さん初め靴屋さんいろんな皆さんが集まつたそこにやはり一つの集積した町が整つていきますように、そのため個人個人ででき得ないことをできる限り商工会や商工議所がみんなで協力して進めていく、それに当然公共事業、町や市や県が応援もしていく。それに対して國も積極的な支援をしていく、こういう考え方が基本的であることでございまして、なかなか先生のおっしゃったことすべてがうまくは解決しないかもしれません、時間をかけながらしつかりと支援をさせていただきたい、このようと思つております。

○浜四津敏子君 次に、小規模零細事業者に求められる支援といたしまして、今回の法案のように

地域全体の経済の活性化を図ることも当然必要とされるわけですから、それと相まって個々の事業者への支援もといいますか、あるいはそれこそが最も重要ななというふうに思いますが、その一環として、先ほどちょっとお話しをさせていただきましたさまざまな税制面での一層の配慮が必要かと思われますが、通産省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡收君) 先生御指摘ございましたように、中小企業施策の基本的な考え方方は、中小企業の方がそれ自ら自動的な御努力をなさる、それに対して國としてできるだけのお手伝いをするということでおっしゃいますから、補助金も重要でございますが、金融でありますとか税制といったような手段がより大きなウエートを占めているわけでございます。

そこで、税制面の措置でござりますけれども、今先生いろいろ具体的な御指摘ございましたけれども、私どもいたしましては既に幾つかの税制上の措置を講じておるわけでございます。

項目だけ申し上げますと、一つは経営基盤の安定、充実のための基本税制ということで、中小法

人の方に對しては法人税率を軽減するというような措置、あるいは設備投資をいたします場合の特別償却、あるいは事業承継の円滑化のための措置等々の措置を既に講じているところでございまして、それからまた、投資をなさるような場合、特に今回の総合経済対策でもうたわれておりますけれども、投資減税等の措置も今度の総合経済対策には盛り込まれているところでございます。

今の中企業が置かれました状況からかんがみて、今のよだな税制で十分かどうかということについていろいろまだ御議論があるかと思いますが、私どもとしてはこれからも中小企業の方々のニーズを踏まえまして、また税の場合には税理論というのがございましてなかなか簡単にはいかない面もござりますけれども、そういう二つのファクターを十分踏まえながら適切な税制上の措置をこれからも引き続き検討してまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 小規模零細事業者に対する融資制度としては、現在もさまざまな制度が用意はされておりませんけれども、こうした事業者が実際に政府系の金融機関に融資の申し込みに行きますと、大変審査等が厳しくて実際にはなかなか借りられない、断られるケースも多いというのが多くの方々の不満の声として上がっております。

昨今の景況にかんがみまして、中小企業者に対して円滑な資金の融通が図られますように、政府系金融機関に対して弾力的な運用を行うよう通産省として御指導されるべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) こうした時期でございまますから、中小企業が政府系の金融機関に持つておる期待も非常に大きなものであるというふうに考えております。したがいまして、こうした期待に沿いまして、政府系の中小企業金融機関が個々の中小企業の実情に応じまして極力弾力的に対処をする、なるべく親切に対応するということが非常に重要であるというのは御指摘のとおりでござります。

したがいまして、私どもとしては、既に昨年三月の緊急経済対策というのがございましたけれどもそのときに、政府系の中小企業金融機関が中小企業の実態に十分配慮した貸し出しを行ふ、また例えば返済猶予を行うなど既往債務の条件変更についてもきめ細かい対応をしろ、さらに担保の徵求に当たつても経営の実情に応じて弾力的に行う

というようなことを通達で指示したところでございまして、昨年末にも同じようなことを再度指示しております。御指摘のような方向で政府系の中企業金融機関が中小企業に極力親切に対応するよう、これからも努力していきたいと思っております。

○浜四津敏子君 小規模零細企業対策を講じるに当たりましては、先日もお話が出てまいりましたが、国とそれから地方行政との密接な連携が重要であるというお話をありました。

ところが、中小零細企業者にこうした有利な施策が実施されることになりましても、立法はできても現場の担当者、地方公共団体の市區町村役場の実際の担当者がその施策の内容をよく知らないことが多い、そしてせっかくの施策が現場ではなくなかなかスムーズに進まないという声も多いわけであるございます。今回の法案の小規模企業対策の趣旨、内容等につきましては、せひともこうした地方政府公共団体の商工行政担当部局の担当者に周知徹底を図つていただきたいというふうに希望いたしましたが、具体的にそのような方策を考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(井出亞夫君) 御指摘の点につきましまして、この法律をお認めいただいた後にできるだけ速やかに各都道府県への説明でござりますとか、それから日本商工会議所を通じました、あるいは全国商工会連合会等を通じまして、本構想の趣旨徹底、活用の仕方等々につきまして全国くまなく周知できるような体制を組んでまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 それでは次に、今回単位商工会

行するという内容になつておりますが、従来並みの補助が維持できるのかどうか、また都道府県の裁量で決まるために安定した補助が受けられないのではないかという危惧の声もありますが、こうした都道府県の人事費補助は引き続き適正になされるのかどうかについてお答えいただきたいと思

います。

○政府委員(井出亞夫君) 本件につきましては、昨年の秋以来、各都道府県当局にお話をする一方、自治省に対しましても十分私どもの考え方を御説明いたしまして、自治省を通じまして全国知事会の内諾というものも得ておるわけでござります。

○浜四津敏子君 それで、基盤施設事業につきましては、既に各都道府県におきまして必要な措置を講じていただいております。さらに、暫定期間でござります来年度、再来年度それから一般財源化の移行期間といいますか暫定期間が終わつた後におきましても、しかるべき都道府県におきまして十分な措置がとられるよう地方財政計画等々において手当てをしていただくと同時に、私どもも直接都道府県に本件をお願いいたしますして、御指摘のよう不安のないように十分体制を確保してまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 それでは、基盤施設事業につきまして三點伺わせていただきます。

まず第一点目は、こうした基盤施設事業には大変大きな資金が必要になるというふうに考えられますのが、例えは商工会、商工会議所が借り入れをしてこうした事業を実施して万赤字になつた場合はどこがどのように責任をとるのか、それが第一点でござります。

また第二点目は、全国団体は基盤施設事業を実施する傘下の団体の債務保証を行うということになりますが、平成五年度における約五億円の基金なりますが、この点はこれを行うのに十分な規模なのかどうか、これが第二点目でござります。

三点目は、殊に商工会も大きなもの小さなものございまして、特に小規模の商工会におきましてはこうした基盤施設事業の実施がかなり難しいと

ころが多いのではないかというふうに思われますが、これについてはどのような配慮をされておら

ころが多い
が、これに
れるのか。

この三點についてお答えいただきたいと思います。
○政府委員(井出亞夫君)　お答えを申し上げま
す。

まず、十分な資金が確保できるかどうかという
ことでございます。あるいはまた、赤字が出ない
かどうかと、いう懸念でございますけれども、こ
れにつきましては十分この計画の認定の段階にお
きましてそういうことが発生しないような審査を
してまいりたいと思います。同時にまた、先生御
指摘のように、全国商工会連合会あるいは日本商
工会議所が商工会等の行う場合につきましては債
務保証をするということでかなりの手当でござ
る、それから同時にまた中小企業事業団の高度化
融資というものが、大体のケースでございますと
八割につきましてこの融資が受けられるといふ
うこととございまして、こういうふうなものも
ろの措置を通じまして本件が適切に実行できるよ
うにしてまいりたいと考えております。
それから、債務保証の額でございますけれども、
私ども各地の状況を調査いたしまして、現在
予算で認めていただいております基金の規模があ
れば当面の事業については十分な確保ができると
いうふうに考えております。
それから、小規模な商工会が果たしてできるか
どうかという点でございます。これにつきまして
は、小規模な商工会につきまして各都道府県にお
ける連合会の指導でござりますとか、あるいは小
規模な商工会同士が幾つかまとまって広域的に事
業を行なうというふうな予算も確保しておるわけで
ございますから、そういうふうな中で、例えば一
つ一つの商工会ではなかなかできないといふもの
につきましては広域的な運用ということによりま
して確保する手だもあるのかなどというふうに考
えております。

○浜四津敏子君 それでは次に、小規模また零細事業においては、後継者がいなくて廃業を余儀なくされているところが多いのが現状でございますけれども、現在中小企業庁としてはこうした後継者問題についてどのように取り組んでいるのか、また今後それをどのように充実させていく予定なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(関収君) 戦後も四十年を経まして、高度成長期から約二十年が経過いたしましたので、こうした時期に創業された多くの中小企業が一世代交代期を迎えておるわけでございます。さらには、我が国全体の意識変化と申しましようか、そういうふたよなこともあってなかなか後継者が得られないというのが中小企業にとって非常に重要な悩みになつておると私どもも認識をいたしております。

事業を実施いたします場合に、その後継者になつていただけるのかどうかということ自体は、どうも基本的には今の經營者の方あるいは後継者の候補の方のお考えの問題だとは実は思うわけでござりますけれども、そういうことがよりやりやすくなるようなさまざまな条件整備と申しましようか環境整備と申しましようか、そういうことは私も中小企業庁でもある程度お手伝いはできると考えておるわけでございます。具体的には、商工会、商工会議所におきまして、そういうふた小規模企業の方の次代を担う若手後継者の候補の方に対する研修をして、若手後継者体験研修といったような研修を実施させていただくとか、あるいはまた中小企業大学校におきましては、より本格的な意味で経営後継者研修といったようなものを実施いたしておりますわけでございます。

それからまた、家族の方が跡を継がれます場合の一つの問題としての承継税制の問題等々もござります。これは詳細は御説明いたしませんが、そいつた税制上の配慮というのも後継者の方が喜んで承継していく大きく上で重要な条件ではないかと考えておるところでございます。

○浜四津敏子君 ありがとうございました。こわ

○井上計君 信用保険法に関連をして一つ伺います。
最近非常に不況が深刻でありますし、中小企業、特に小企業の倒産も大変激増しております。残念でありますけれども、今後さらに倒産がまだふえるであろうということが予測されます。そのような状況の中で代位弁済が最近大変ふえておる、こういうふうに承知をしておるんですが、信用保証協会の收支の見通しはどのようになるという予測をしておられますか、ちょっとお伺いいたします。
○政府委員(閑收君) 先生御指摘のとおり最近の景気低迷を反映いたしまして、いわゆる保証協会の代位弁済も大変増加をいたしておりますところでございます。ちなみに平成四年度の実績で申し上げますと、代位弁済の実績が、件数で三万五百七件、前年に比べまして五四・四%の増、金額にいたしますと三千二十六億円で前年に比べて七六%の増ということをございまして、大変ふえているということは御指摘のとおりでござります。
こういったことが保証協会の経営状態、ひいては今後の保証のあり方と申しますか、そういうものに影響をするのではないかという御指摘でございますけれども、おかげさまで保証協会の経営基盤というのは毎年着実に積み重ねる形で強化をされておりまして、現在の保証協会の基金等々でこれから予想されます保証の需要におこたえできるような枠としての余裕は一応ござります。
それからまた、振り返ってみると、昭和五十年代には大変事故率が高い状態が続いておりまして、その当時は極めて財政的にも厳しかったわけですが、最近おきましてはかなり低い状態になつております。特に、平成二年、三年は景気がよかつたこともございまして代位弁済もかなり低かつたということがござります。
そういうふたよなこともございまして、結論的に申し上げますと、非常に代位弁済がふえて厳しい状態ではございますが、ぎりぎり何とか当面の

皆様の御注文には応じられるような状況にあるのではないかと考えておるわけでございます。いざにいたしましても、保証協会の保証のための必要な基金等につきましては、なかなか一気に積み上げるということできませんので、毎年着実な形で強化するということはこれからもぜひ続けていただきたいと思つておるところでござります。

○井上計君 かなり代位弁済がふえておるとは聞いておりましたけれども、伺つて前年度に比べて非常に激増しておるという感じがします。今後、このような問題等についての指導、さらには保証協会の運営等についても万全を期していただかくよううに要望しておきます。

質問が大分出尽くしておりますし、これは法律案とは直接関係がありませんが、ずっと各委員の熱心な質疑を聞いておりまして私自身が感じましたことを提言いたしたい、かように思います。したがつて、これはもう思いつき提言ですから御解答は要りません。

今度の法律の目的でありますけれども、うたわれておりますように小規模事業者の経営基盤の充実、さらにそのためには商工会、商工会議所の小規模事業者に対する経営の改善指導云々、支援云々というのが目的であるわけです。これは当然そのとおり結構であります。ところが、小規模事業者の経営改善指導と言つても、かなり広範囲になります。もちろん、直接面としては売り上げあるいは仕入れ等々の適正化、それで収益をいかに上げるか、そのためには必要な技術の革新であるとかあるいは設備の近代化であるとかというノウハウ等についての指導というのが当然必要であり、また言わわれておりますように企業の集積等々で共同工場、共同施設、そういうふうなものを商工会等が直接設立をする、あるいはまた指導をするというふうなこと、これは大変結構であります。

そこで、もう一つ必要なことは、特に地方、地域の小都市等々に存在をする小企業にとって、從

業員の福利厚生対策というふうなものがこれまた大変重要なんですね。そこで私の提言であります
が、大臣初め中小企業庁の長官、幹部の皆さん方
もあるいは同僚議員の方も、失礼ですが余り御関
心がないので御存じないかと思いますが、健康保
険の問題であります。

現在、傷病保険法からいきまして各種傷病保険者はもちろん国民健康保険に入つておりますが、現在の保険法からいって従業員を、以前は五人以上従業員を使つておれば政府管掌健康保険に強制加入、数年前から変わりまして、他人従業員を一人でも使つておればこれは例の政府管掌健康保険に加入するということが義務づけられておるわけであります。ところが、政府管掌の健康保険は、言い方は悪いですけれども大変な被保険者の数、それに対し各地でのいろんな指導、施設等からして十分なる経営改善努力が政府管掌は余りされないので此でありますね。

いろいろな障害がありましてなかなか思うようにいかなかった。ところが、七年前であつたと思いますが、中曾根内閣時代に予算委員会でこの問題、いろんな政府管掌と健康保険組合との事業の対比を詳細なものをしてそれで提言したところ、これはもうぜひやるべきだという中曾根総理のツルの一声があつたせいもありますけれども、厚生省でその後制度を検討して、五年前から地域の異業種による健康保険組合の設立を認めるようになったわけですね。既に、仙台で団地の中で二ヵ所だったと思いまが、それから長野でもたしかあつたかと思いまますけれども、地域健康保険組合の設立が認められておるわけなんですね。これはやはり政府管掌とかと比べるとさつき申し上げたように従業員対策のメリットが多いわけです。

そこで、この新法によつて各地方で商工会議所、商工会がいろんな事業をやるわけですからどちらも、もちろん厚生省の問題でありますからこの法律とは若干違いますけれども、そういうふうな健保組合の設立の側面指導といいますか、それで地域小企業の従業員の福利厚生、疾病予防あるいは健康相談というふうなことも私は重要な事業として誕生するんじゃないかなということを、一昨日もきょうもいろんな質疑の中で実は感じておつたんです。

たまたま、先ほど谷畠委員が関連をして従業員の福利厚生という面で年金問題を取り上げられました。だから、今そういうふうな中小企業が健康保険組合をつくつていてるところはほとんどがそれを中心として年金基金をつくつておるんであります。大成成果を上げておるわけです。だから、それをセットとして考えますと、私は、言えばこの事業の付随的な事業といいますか、ある意味では相互補完でさらに成果が上がるんではなかろうか

な、こんなことを強く先ほどから実は感じておる
方へ参りますと特に人口の少ない地域では、
何といつてもいろんな問題が複合してなかなかこ
れだけ解決するといつても解決できない。これを
解決するためにはこうだとかという面で、人と人
とのつながり、連帯感が緊密でなければどんな事
業も成功しないわけですから、そういう意味でこ
れは中小企業庁としてそういうことについてもひ
とつ関心を持つていただきて、厚生省と連絡をと
りながら指導の中にそういうふうなものを入れて
いたく必要があるんではなかろうか、また入れ
ていただくことによって効果があるんではなか
うか。

そこで、具体的に例を挙げますと例えを言う
と、商工会が展示場だとかあるいは研修場という
ふうな建物をつくる、その地域の総合健保組合が
できればそこに健保組合の事務所を貸してやる、
そうするとその事務所が定期的に近隣の開業医と
タイアップして健康相談日を設けるとかといふよ
うなことで、地域の小企業に対してもいは從業
員対策にも効果があるんじゃないかな、こんなふ
うなことを実は感じておるんですが、もうこれは
思いつきというかいきなり提言したわけですから
御答弁は要りませんけれども、ぜひひとつお考
えいただく必要があるんではなかろうか、こんなふ
うなことを感じましたので、あえてこの機会にひ
とつ提言を申し上げておきます。

大臣なり長官何か御感想あればお聞かせいただ
ければ結構でありますけれども、ぜひひとつお考
えをいただきたい。

以上で質問を終わります。

○国務大臣(森喜朗君) 井上委員のお話はそう簡
単に思いつくものじゃないわけでありますて、多
年先生が中小企業のずっとお世話ををしておられ
る、そういう中から構想としておまとめになつた
ものだらうと思います。

もちろん保険制度そのものはこれは所管は厚生
省でございますけれども、中小企業あるいは小規
模でございますけれども、中小企業あるいは小規

形でバックアップをして進めていくということがあ
れば、そうした大企業にないものを国がいろんな
形で支援事業として最もふさわしいことである
と思います。この法律が国会を通していただき
ましたならばいろんなメニューがこれからまた考
えられてくると思いますので、当然、今委員から
お話しございましたようなことなども中小企業庁
十分に検討させていただきまして、関係省庁とも
よく協議をし、そしてまた先生からいろいろと
御指導いただきながら積極的にこの問題について
進めてまいりたい、このように考えております。
いろいろ御提言いただきましてありがとうございました。

○井上計君 じゃ、もう一つ。

大臣、ありがとうございました。大臣も私の提
言に御賛同いただいたようになりますから大いに
期待しております。

それで、先ほどちょっと中小企業庁で調べていい
ただいたんですが、まあ東京の場合にはあるいは
東京近郊の川口、大宮支部等の商工会議所は入って
いますが、全国連合会、日商、東商等の職員は
経済団体健康保健組合に加入しているようですが
が、その他地方の商工会議所の職員あるいは商工
会の職員は全部政府管掌なんですね。だから、地
方の商工会、商工会議所の職員に対しての福利厚
生問題にも大いにこれは寄与できるのではないか
うか、こう考えますので、ぜひひとつ御検討いた
だきますよう再度お願ひしておきます。
終わります。

○市川正一君 中小公庫月報を見ますと、中
小企業向け貸出残額約三百十八兆円のうち、民間
金融機関からの融資が約二百六十八兆、八四・二
%を占めているのに対して、国金や中小公庫など
政府機関並びに中小企業信用保険法による融資な
どは約五十兆、十五・八%にすぎません。担保率
や、信用力が不足している中小企業の資金需要に対

して、量的、質的にこたえるのが国金など政府系金融機関や中小企業信用保険法による信用補完制度のあり方、役割であろうと存じます。

ところが、昨年末の補正予算で措置された緊急経営支援融資について取引金融機関等の支援が確實に見込まれること等々貸し付け条件に関する文書を都道府県あてに提起されたことについて三月二十六日の本委員会で指摘したところ、関中小企業庁長官は、そのような文書は心当たりないと言つてかたくなに否定されました。そのときの会議録はここにあります。しかし、実際には十二月四日に案として文書が提出され、続いて十二月十四日、同文の正式文書が出ております。現物、これです。これが事実であったんでしょう。関さん、どうですか。

○政府委員(関收君) 私も記憶いたしております

けれども、前回先生お尋ねのときには、十二月四

日付の文書というふうに御指摘がございました。

実は十二月四日というのは、まだ補正予算が成立

をしていない段階でございますので、私どもとし

ては補正予算が成立いたしますならばなるべく早

く、暮れも近づいておりますから中小企業の方の

御要望にこたえるべく事前にいろいろ検討はして

おりました。そして、予算が通りましたならばな

るべく早く実現に移せるような準備をいたしてお

りましたが、正式には十二月十四日に補正予算成

立後、そういった文書を出したわけでございま

す。

その十二月十四日付の文書では、御指摘のよう

なものがあることは事実でございます。

○市川正一君 あんたとは長いつき合いなんだか

ら、往生際をやつぱりきれいにいきましょや。

金融課長が持ってきたんですよ、これ。これは十

二月四日付の文書です。それから十四日付の文書

は、内容は寸分違わぬ同じ文書です。だから私は、

今さらその責任をとれとかそんなことは言いませんが、問題にしたいのはそういう答弁もされること

ながら、関長官が金融としてのベースに乗り得る

かどうかということについてチェックさせていた

だくことだと言つて、そういう姿勢そのものを私は

は問うた。

○政府委員(関收君) 政府が民間金融機関に対して、いわゆる貸し済

りや選別融資をやめて中小企業向け貸し出しを緩

和しよう増大させよう、そういう指導をやつてお

られるそのさなかに、当の中小企業庁が不況対策

として実施する貸付制度ですよ、民間金融機関の

支援が確実に見込まれたことなどという条件をつ

けたような文書を出すんでは、信用補完制度の根

幹に矛盾するんじゃないかということを、言つた

らば示しがつかぬじゃないかということを聞いた

だしているんですよ。だから前回の答弁をどうせ

い、こうせいというような、そんなけちなことは

言いません。

そこで森大臣、この三月二十六日の本委員会に

は残念ながら海外出張のために御欠席であつた。

しかし、私が指摘している、今までのこのやりと

りを踏まえてそのようにお思いになりませんでし

ょうか、どうでしようか。

○政府委員(関收君) サブスタンスの議論をちょ

つとさせていただきたいと思ひますけれども、こ

の制度は国と県とが協力いたしまして中小企業の

方に低利でお金をお貸しするという制度でござい

ます。しかし、私はそれ以外のさまざまの経営安定貸付制度

でありますとかあるいは経営支援貸付制度でありますとか、いろいろな制度がございます。それ

以外の人は全くその対象にならないのかといふ

と、実はそれ以外のさまざまの経営安定貸付制度

でありますとかあるいは経営支援貸付制度でありますとか、いろいろな制度がございます。

また、今度の総合経済対策でも七千億円に及ぶ

低利の安定資金融資制度を政府系金融機関に設け

りますとか、いろいろな制度がございます。それ

らまた、今度の総合経済対策でも七千億円に及ぶ

低利の安定資金融資制度を政府系金融機関に設け

りますので、それそれの大変な度合いで応じまし

てぜひうまくこの制度を活用していただくという

ことが大事ではないかと考えているわけでござい

ます。

○市川正一君 私は二千億の今度の問題について

は評価するということをはつきり言つてゐるんで

すよ。その上で、それを本当に生かす道はこうい

うことじやないかということを言つてゐるんで

す。

さらに、去年の十月に私どもは低利の融資制度

を二兆円規模でということを申し入れました。こ

の点についても、今回の対策で政府系金融機関に

ある中小企業運転資金特別貸付制度あるいは返済

資金緊急貸付制度、今おつしやつたようにこれが

創成されたことを証明するのにやぶさかではありません。ちゃんと見るところは見てゐるんです

よ。

○政府委員(関收君) 売上高の減少要件等々につ

きまして、条件がついていますことは御指摘のとおりでございます。

今回の総合経済対策で予定されております二千

億、これについてどういう条件であるかというの

は、まだ補正予算もまだ審議がされておりません

のでこれから議論をされるわけでございます。從

来のものについての考え方を申し上げたいと思つ

ますが、一つ、今、先生御指摘の雇用調整助成金

との比較のお話がございましたが、雇用調整助成

金は雇用主の方が支払われた保険料収入により雇

用保険事業の一環として実施されるものでござい

ます。まして、雇用主が失業の発生回避に向けた努力を

行う際の助成金という制度でございまして、この

制度とはちょっと局面が違うのではないかと思つ

てゐるわけでございます。

たびたび先生からもおしゃりいただきておりま

すように、二千億という額では少ないじゃないか

といふ言ひませんから、ちゃんと姿勢を正してほしい

といふことをまず指摘しておきます。

次に、我が党が昨年の暮れに要求しておりますま

た緊急経営資金貸付制度の融資枠が今回の新総合

経済対策で二千億追加され、対象も拡大されたこ

とはこれは率直に評価いたします。しかし、今申

しましたような通達の例ええば金融機関の支援が確

実なこととか、業況の回復が見込まれることと

か、そういう条件が少なくとも緩和されなければ

いいと思うんです。

また、売上高の減少が一五%以上とか一〇%以

上とか、そういう条件をつけておりますけれども

も、例えれば雇用金のケースを見ますと、去年の暮

れ、従来雇用が五%以上減少という給付条件が御

承知のように雇用が増大していないことと、いう總

論的な条項に緩和されているんですね。そういう

点から見ても、私はこういう点では緩和措置がと

られてしかるべきではないかと思うんですが、大臣細かい話ですからよろしくが、ひとつ通産省と

しての責任ある見解を求めたいと思います。

○政府委員(関收君) 売上高の減少要件等々につ

きまして、条件がついていますことは御指摘のとおりでございます。

ただ、あわせて私どもとしてお願ひいたしてお

りますのは、この運用に当たりましては、困窮度

の高い中小企業の方に優先するような運用をして

いたいということを申し上げたわけでございま

す。

ただ、あわせて私どもとしてお願ひいたしてお

りますのは、この運用に当たりましては、困窮度

の高い中小企業の方に優先するような運用をして

いたいということを申し上げたわけでございま

しかし、去年の暮れのことをもう一遍言います。が、これがああいうような条件がつけられるならば中小企業にとっては事実上利用は困難になる。したがって、金利の引き下げ、十分な貸付枠の確保など貸付条件の緩和を弹力的にやるべきであるということを力説しているんですけど、そういう姿勢に立っていただけますでしょ。

○政府委員(関收君) たびたび申し上げて恐縮ですが、まだ補正予算の御審議も始まつてない時期でございますので、具体的な条件はこれから詰めていくことになりますし、また一般的な金利水準というのもそのときの金融情勢いろいろ変わつてしまります。具体的なお答えは申し上げられませんが、少なくとも私どもとしては現在の中企業の厳しい状況を十分見きわめて、そういう方々の御要望にこたえつつ、また同時にこれは付言させていただきたいんでござりますけれども、

公的資金を使わしていただく、しかも金融であるというそののりというもののバランスを十分考えながら、なるべく中小企業のお役に立つような施策をつくりたいというのが私どもの気持ちであることはぜひ御理解いただきたいと思います。

○市川正一君 私は、基本的な姿勢をずっと初めから聞いているわけです。だから、利率を即どうしろというふうに言っているわけじゃないんで、今の気持ちは大体通じた、こう確認します。

そこで、今回の改正案そのものについてであります。普通保険は六七%、無担保保険は三三%、これに対して特別小口保険は一%引き上げられることになります。特別小口保険の引き上げ幅がこれを見ても極めて低いんですね。また利用状況を見ると、特別小口保険が三万件余り、これも非常に少ないんです。その最大の理由は、特別小口保険が四百五十万円という低額であること及び保証協会が保証人につきするために無担保保険に加入させるというケースが多いからです。

そこで、私二つ伺いたいんです。
第一点は、中小企業庁の資料でも九二年度の一件当たりの保険金額は、特別小口保険が二百四十

八万円です。無担保保険が四百七十万円です。そ

こから見ても、無担保保険利用者の大部分は特別小口保険でも対応できることは明白です。そうでしたのが、金利の引き下げ、十分な貸付枠の確保など貸付条件の緩和を弹力的にやるべきであるということを力説しているんですけど、そういう姿勢に立っていただけますでしょ。

○政府委員(關收君) たびたび申し上げて恐縮ですが、まだ補正予算の御審議も始まつてない時期でございますので、具体的な条件はこれから詰めていくことになりますし、また一般的な金利水準というのもそのときの金融情勢いろいろ変わつてしまります。具体的なお答えは申し上げられませんが、少なくとも私どもとしては現在の中企業の厳しい状況を十分見きわめて、そういう方々の御要望にこたえつつ、また同時にこれは付言させていただきたいんでござりますけれども、

この二点についてお伺いいたします。

○政府委員(桑原茂樹君) まず質問の第一でござりますけれども、我々常日ごろから全国の信用保証協会を指導しておりますのは、中小企業者が信用保証協会にいろいろ相談に来た場合は、その中用保証協会にいる方と相談に来た場合は、その中小企業者の方に応じて最も適切な形で信用保証を行うようにといふことでございまして、窓口で信用保証協会が特別小口保険ではなくて無担保保険に誘導しているというようなことはないものと、いうふうに考えておりますし、これからもそういうことはないということで指導していくかと思います。

この二点についてお伺いいたします。

○政府委員(桑原茂樹君) まず質問の第一でござりますけれども、我々常日ごろから全国の信用保証協会を指導しておりますのは、中小企業者が信

いう御質問でござります。

これにつきましては、特別小口保険というのは担保ももちろんない、保証人もないということではございまして、かなり金融という面から見ますと、金融ののりを超えてできるもうぎりぎりの制度であるというふうに我々は見てるわけでござります。ただ、小企業の方が非常に困った際に利用されるということで我々としては、保険料等につきましては、格段と優遇した低いレートで適用をしているわけでございますが、その結果として見ますと回収率が非常に悪い、二七%という数字もございまして、収支を考えますと保険料の収入を一といたしますと支出が二ということになつております。要すれば、かなり大幅な赤字というものがこの特別小口保険を運用することによって生じておるわけでございまして、信用保証協会としてはそうした赤字をほかの普通保険というようなものでカバーをしているというところでございま

す。

したがいまして、この特別小口保険をこれ以上引き上げることになりますと逆に保証協会の収支に悪影響を及ぼすということもござりますので、保証協会の中小企業全般に対しての態度というのもまた変化をするというようないろいろな影響を考えてみると、この特別小口保険の限度額をこれ以上引き上げることはなかなか難しいのではないかというふうに我々としては考えております。

○市川正一君 反論がありますが、時間なので終わります。

なお、この特別小口保険でござりますけれども、最近の厳しい中小企業者の状況を反映いたしました、昨年の四月からことしの二月の実績でござりますけれども、その前の年の同期比で見まして、二三%、かなり大幅に特別小口保険の実績が伸びております。こうした状況はこれからも続くのではないかというふうに考えておるわけでございま

そこで、ちょっと調べてみたんですけども、商工会並びに商工会議所の会頭、副会頭、それから常議員及び監事、こういう役員をやつている方

で国会議員、都議会議員、それから市町村の議員、さつては、団体の役員の方でございましても個人議員で兼業しているということはいかがなものか。通産省の方に答弁をお願いしたいと思いま

す。

○政府委員(關收君) 最初に申し上げたいと思います。前から御答弁申し上げておりますが、今回の法律によりまして商工会、商工会議所の地域振興、小規模企業振興の事業を行いましても、商工会議所、商工会がのつるべき原則、「營利を目的としてはならない」、「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない」、あるいは「商工会議所等は、これを特定の政党のために利用してはならない」とい

う大原則は、これはあくまでも堅持されるわけでございまして、そういう原則の中で事業は行われるものであることをぜひ御理解を賜りたいと思います。

ちょっと古い資料で恐縮でござりますけれども、平成二年現在で商工会議所の役員の方でこのような議員を兼職しておられる方の数は、先生の御指摘のとおりだと思います。私どもの考え方では、平成二年現在で商工会議所の役員の方でございまして、そういう議員を兼職しておられる方の数は、先生の御指摘のとおりだと思います。私どもの考え方としては、団体の役員の方でございましても個人として政治的活動を行われる場合、その活動が団

体自体の政治的中立を損なうものでない限りこれ

は個人の自由の問題ではないか、したがつて特に指導すべき対象の事項とは考えていないわけでございます。

なお、当然でございますが、もしこれらの方々の政治的活動が、先ほど申し上げました商工会議所のこの原則を損なうような事実がもあるといふたしますれば、そのような事実がござりますれば、それは実情に応じて必要な是正措置を講ずることはもちろんでございますけれども、たまたまこれを兼ねておられるということだけでの大原則に大きな問題が生ずるとは私どもは考えていないわけでございます。

○古川太三郎君 長官のお話ですけれども、原則をゆがめたときには問題だと、聞いていますとゆ

がめるまでは兼業していくも構わないんだと、これやつぱり商工会議所のあるは商工会の信

用をなくすんじやないでしようか。李下に冠を正さずという言葉もございます。やはり、そいつ

た中立性が本当に守られているんだといふことで

初めて地方の活性化もできるんで、今度の基盤施設事業なんかをやつしていく場合にその適格性そし

てその確実性、こういったことも中立的なものでなきやならぬ。

政治的にもし利用されていつた場合に、これはどうされるんですか。私はこういう兼業の禁止は

きつちりしておくべきだろ、こう思うのですけれども、いま一つ答弁を願います。

○政府委員(閑收君) 先生も御案内だと思いますが、それぞこの商工会議所の役員の方は、地元

で事業を経営され、あるいは地元の指導的なお立

場でこの商工会議所という地域経済の発展のための機関の役員を兼ねておられる。そういう方々が

同時に、例えば地方公共団体のあり方という立場で指導的な役割を果たされることもあり得る。そ

の姿を今先生御指摘のような視点から見れば、商工会議所の役員さんが県議会あるいは地方議会の役員を兼ねておられるという形になるわけでござります。

基本的に私どもは、今回の法律によりまして、先ほど申し上げました原則、これが商

工會議所を指導する基本的なプリンシップでござりますし、そういう観点からも団体の役員の方が個人として政治的な活動をなさり、地元の発展のために地方公共団体における議会等の役員をなさること自体は、それぞれの個人の方の問題ではないかということを考えているわけでござります。

もちろん、これらの方々の政治的活動が組織としての商工会議所の政治的な中立を損なうという

ような事実がもしござりますれば、その際には先ほど申し上げましたようなことを考えなければ

ならないということは当然だと思つております。

○古川太三郎君 これは水かけ論かもしません

けれども、しかし商工会議所を見る目、そしてこ

れから行政がこれだけの大きな予算を組んでコミ

ットしていく、こういったことの中でやはり議員

との兼業はだれが見てもこれはおかしい。(兼業

じやないんだ)と呼ぶ者あり)兼業と言わなくても

これは二つの職業を一緒にやつて、職業と言

つては何ですか。〔職業じゃない、ボラン

ティアだ」と呼ぶ者あり)ボランティアならボラン

ティアでも、こういう役員をやめての献身的な仕

事、これならばしっかりと見ますわね。そういう

ことであつて、あくまでもやめられないようにしていただきたい。

今度の日商會頭の石川さんのような方でも、こ

れは要するにそういう自分が基盤を持ってきた会

社の代表をやつている場合には、その会社がもし

法律違反とかあるいは国民から見てよくないよ

うなときにはやめられるよう、やつぱり

そういう意味で、それぞれみんな自主的にそし

て法を守り、そういう中で事業活動もなさる政治

活動もなさる、それが私は自由と民主主義の基盤

だろうとそう考えておりますので、先生の非常に

御心配なさる点は十分よくわかりますけれども、

おのずと皆さんの判断でなさつていくことが正し

いことであつて、役所が少なくともそのことに對

していろいろな法の枠を超えた指導をするというの

はやはり慎むべきことなのではないだろうか、こ

の役員から辞退するとか、あるいはその会社の

代表になつていてその会社が法律違反をするよう

な会社であった場合には、それは代表からあるい

はその役員から辞退するというような、やはり選

ぶ基準の中立性を持つてない限り、これから事業

をやつぱり商工会議所の役員であるかだけをお聞き

つてもそれが非常にゆがめられたものになつてい

くんではないか。

こういう危惧を持つていることだけを申し上げて、改善される意思があるかどうかだけをお聞き

してやめます。

○政府委員(閑收君) 例えば商工会議所法で申し

上げますと、商工会議所の会員たる資格というも

のが商工会議所法の第十五条で決められておりま

して、同時にそこで欠格条件というのも決められ

ておるわけでございます。この法律の枠内におき

まして、その役員も会員の方の中から選挙で選任

されるわけでございまして、私ども行政官庁の立

場でこうすべき、あすべきというのを法律を超えてここでやることは、かえつてその団体の自主

的な活動あるいはその創意を發揮してそれぞれ地

元の発展のために活躍していただけるということを私は考えるわけでございます。

恐らく、地方議会の議員の先生も恐らく会員の方のそういう一定の要件の中での選挙によつて選任されておられると思うわけでございますの

で、今先生せつかくの御指摘でござりますけれども、私どもとしては、今のこの商工会議所法ある

いは商工会議所法の規定にのつたります適切な運用と

いうことにこれからも努めてまいりたいと思うところでございます。

○古川太三郎君 何回言っても仕方ないんです

が、これがアメリカだと、イギリスとか、こう

いうような形での商工会議所なら私は結構だと言

うんでです。けれども、今はもう実態はどんどん

とドイツ式になつてきてるんです。それはおわ

かりだと思う。行政がそこまでコミットしていく

ならば、やつぱり役員の選任の基準というものは

いま少し中立性を持つような基準に直していくのが当然ではないか、そう思うだけです。

○國務大臣(森喜朗君) 私からお答え申し上げる

のはいかがかと思いましたが、お互に政治家と

いう立場ですから。今長官が申し上げましたよう

に、商工会議所の役員というのは総会で選ぶわけ

ですから、もし今委員が御心配になるような政治

的な行為を、商工会議所等を使ってそんな批判を

受けようなことをもしされていたりしたら、恐

らく私は選挙で選ばれないと思うんです。私ども

に所属する国会議員がお二人、今商工会議所のそ

ういう役員をしておられますけれども、皆さん立

派な、地域の中で経済活動を営んでおられてそし

て皆さんから選ばれた方であります、その方々

はまた商工会議所を母体にして選挙運動をやつた

り政黨活動をしておられるということは全くござ

いません。そこは今事務当局から申し上げました

ように、自主的に皆さんで選んで自主的に運用し

ていくことが、私は極めて大事だと思っていま

す。

先生の故郷であります福井県に、私は隣ですか

らよく知つておりますが、かつてこの参議院の大

先輩である熊谷太三郎先生がいらっしゃいました。

商工会議所のたしか会頭もなさつていたと思

いますけれども、立派な行為をされておられました

ことを私は隣県でありますからよく承知をして

おりましたし、そういう立場で商工会議所を利用

して政党活動をしたり、選挙活動をしたというよ

うなことなどは全く私は聞いたこともございませんでした。

そういう意味で、それぞれみんな自主的にそし

て法を守り、そういう中で事業活動もなさる政治

活動もなさる、それが私は自由と民主主義の基盤

だろうとそう考えておりますので、先生の非常に

御心配なさる点は十分よくわかりますけれども、

おのずと皆さんの判断でなさつていくことが正し

いことであつて、役所が少なくともそのことに對

していろいろな法の枠を超えた指導をするというの

はやはり慎むべきことなのではないだろうか、こ

のよう考へております。

○小池百合子君 今回の二法案に対しまして、ま

た中小企業を取り巻くさまざまな環境につきまし

てかなり時間をかけて審議が進んできたようでござりますので、最後に私は二つほどお願ひとい

う形でかえさせていただいて終わろうと思つております。

まず一つには、せんだつても申し上げたわけな

いですが、この中小企業信用保険法、そのパック

には公的資金があるということがございます。平

たく言つて郵貯ということになるわけございま

すけれども、その意味でも貯金をする方々に対し

て放漫経営のツケを払わせるということがくれぐ

れもないよう、今後バブル経済の学習効果とい

うことも望め、今後期待したいところだと思つて

おりますけれども、そういったチェック機構、こ

れの徹底、さらにはそれによつてまた中小企業の

活力をそがないという非常に難しいバランスをと

りながらのチエックをぜひ実行していただきたい

というのが一つでござります。

それからもう一つ続けて申し上げますと、今回

の法案に対するのさまざま背景の中で一番私が

心配するのは、今確かに中小企業が非常に景気の

落ち込みであるとかそれから経営努力をもう既に

超えてしまつている円高であるとか、そういつた

非常に困難な状況にあるため景気の刺激策の一

環としても今回の二法案であろうかと思ひます

が、一方でこれから開業しようという方々の問題

が、つまり開業率の方が廃業率よりも少ないとい

いますか、新しいそういう活力がこれからどのようにして生まれてくるのか。

これはアメリカなどの場合には非常にベンチャ

ー精神というものがもともとござりますし、またそ

ういった風土というのも十分にある。さらには、

いわゆる店頭公開のようなシステムとしてNAS

D A Q というようなそういう受け皿なりもあると

いうことがございます。ですから、開廃業の問題

といいますかこれからのベンチャーを育てていく

上での、今回の二法案に限らず今後大企業になる

かもしだい小さな企業に対しての育成策、こういったことについて伺いたいと思います。

○政府委員(関根君) 先生から二点のお尋ねがございました。

第一点、やはり信用保証等といたしましてそれ

によつてある意味で野方団になつてはいけないと

いう御指摘ございますが、私ども先生御案内

の第一条にうたわれておりますように中小企業施

策の基本は、中小企業者の方の自主的な努力をベ

ースにいたしまして、それをもとにいろいろな施

策を講ずるということでござります。

それから、信用保証をいたしますような場合に

も、これは全部国のお金というだけじゃございま

せんで、保証料はいたくわけござります。そ

れから、あと仮に事故が起こりました場合でも、

これはその後求償もさせていただくという形でござ

ります。先生おつしやるように公的資金を使わ

せていただくための節度、それから一方ある程度

自由じゃなければ生きた経済を対象とする事業經

官はなかなかうまくいかないかもしれません、この

バランスをどうとつていくかということは非常に

大事だと思つておりますが、今先生のような御指

摘を踏まえて、両々相まつた運用になりますよう

に努めてまいりたいと思つております。

それから第二点でござりますけれども、開業、

廃業のお話がございました。私ども、この開業

率を廃業率が上回るというようなことは我が国の

経済の活力の上で非常に心配をいたしております。

アメリカ、ヨーロッパでも今から二十年ほど

前に同様の心配をされてさまざま手をとられて

おるわけでござります。日本は、当時はまだ結構

盛んに開業が行われまして、そういう時代でござ

いませんでしたけれども最近はどうもそういう状

態にございます。これから経済の活力を維持す

るためにもまた小規模企業を中心とする場合に

地域経済のために創業に対するいろいろなお

手伝い、これは今回の法律による措置も含め、ま

た金融あるいは保険その他の措置も含めて私ども

できる限り創業支援というものの充実をしてまい

りたいと考えております。

○小池百合子君 その創業支援ということでござ

いましたが、女性の立場から珍しく言わせていただ

うとと思うんでございます。

友人の中には女性で、そして新たな企業として

事業所としていろんなアイデアでやつています

いう友人たちがたくさんいるわけでござります。

それでも、かつてのもう何でもいいから貸してあげ

るよというのから、最近の金融機関の今度はあつ

るものに懲りてとうございましたが、非常にその辺厳し

くなつているんです。これからソフト化する産

業であるとか、それからさまざまなこれまでにな

かつた発想の転換ということからいいますと、非

常に女性のアイデアというのがもつと生かせるイ

シュー、これまで隠されていた日本の力の宝庫に

なり得るんじやないかと思っているんですが、と

ころがまたこれは女性だから頼りにならないとい

つたような金融機関等を前にしますと、なかなか

うまくいかないというようなことも実際にには生じ

ている。

それから、商工会議所と商工会その他も参りま

すと、オールドボーライズクラブといいますかなか

なか男性社会でございまして、まだその商工会に

入るほどの力にもならないといいう部分、そういう

段階かもしれないんですけども、そういうた女

性と縛りくるよりも、アイデアであるとか実力

であるとか、そういう当たり前の目安でもつて

とらえるべきだと思いますが、現実はそういった

まだ厚い壁もあるということです。

女性だということで何か信用がないような、そ

こまでは申しませんけれども、これからのベンチ

ャーの宝庫としてそういう女性のアイデアといいう

のをぜひ真っ当にとらえていただきたいというこ

とも要望として申し上げておきたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 各分野に女性がどんどん

進出をしてきて活躍しておられます。一般私、こ

の一年でございましたか、東京商工会議所の女性

議員の会というのに出でまいりましたが、あの大

きな広間に千何百、皆事業経営者でございま

ったことについて伺いたいと思います。

た。大変な時代になつたな、こう思いました。し

かし、もちろんそうした中小企業経営に対しても

個々にいろんな角度で御支援を申し上げなきやな

りませんが、女性だから甘くするとか、女性だから

全然無視するというようなことはあつてはなら

ない、こう思つております。年々そうした分野に

いろんな新しい知恵がわいてくるという、そういう

傾向は私どもとしては喜ぶべき傾向だ、こう思

つております。

先生からの御指摘は十分踏まえて、女性だから

ということでいろんな判断の妨げになるようなこ

とはしないよう十分事務当局に指導をしておきた

い、こう思つております。

○小池百合子君 ありがとうございました。

○委員長(斎藤文夫君) 他に御発言もないよう

ですから、質疑は終局したものと認めます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の

修正について市川正一君から発言を求められてお

りますので、この際、これを許します。市川君。

○市川正一君 ただいま議題となりました修正案

につきまして、日本共産党を代表してその趣旨を

御説明申し上げます。

不況が長期化、深刻化するもとで、運転資金な

どの融資を求める中小企業者の要求がますます切

実なものとなつております。中小企業信用保険法

に基づく保険と、そのもとの信用保証協会によ

る保証は、担保力や信用力が乏しい中小企業・業

者が融資を受ける上で極めて大きな意義を持つ

ております。

ところが、民間金融機関は、政府の再三にわた

る要請にもかかわらず、大口企業、優良顧客優先

で、中小零細業者への貸し渋りや選別融資を改め

ております。

こうした状況下で、地方自治体の無担保、無保

証人融資制度は、中小零細業者の頼みの綱となつ

ております。しかし、無担保、無保証人融資制度

の裏づけとなつて特設小口保険の限度額が五

年間も据え置かれているため、中小零細業者が無

担保、無保証人融資を申し込んでも、保証人を要

求され、融資を受けられない事態が相次いでいま

す。その結果、特別小口保険の利用実績を見ます

と、保険全体に占める比率は、保険金額でわずか

○・八%、件数で三%しかないものであります。

また、無担保保険の一件当たりの利用金額は約

四百七十万円となっています。したがって、特別

小口保険の金額を引き上げれば、六十二万の無担

保保険利用者の大半の利用者が、特別小口保険を

利用することが可能となります。不況の影響を深

刻に受けている中小業者から、無担保、無保証人

融資の限度額をもつと引き上げてほしいと切実な

要求が出され、地方自治体からも特別小口保険限

度額の大幅な引き上げが訴えられているところで

あります。

しかし、中小企業信用保険法の一部改正案では、普通保険は六七%、無担保保険は三三%も限

度額を引き上げているにもかかわらず、特別小口保険の限度額は一%、五十万円しか引き上げられていません。極めて不十分と言わざるを得ません。

政府は、特別小口保険が赤字であるとして限度額を引き上げに応じませんでしたが、保険公庫の代位弁済額は、普通保険が七〇・七%、無担保保険が二八・四%に対し、特別小口保険は〇・七%にしかすぎません。もともと、特別小口保険は保険料を普通保険の半分以下にするなど、小企業重視の政策的措置に基づくものであります。政府の答弁は事実にも反し、また政策的見地にも反するものと言わなければなりません。

以上の理由により、改正案の内容を中小業者の要求に沿つてよりよく改善するため修正案を提出する次第であります。

修正案は、三百万の小企業の信用補完制度を充実させ、地方自治体の無担保、無保証人融資の限度額の引き上げを可能にさせるため、特別小口保険の限度額を改正案の五百万円から一千円に引き上げるものであります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提

案理由の説明を終わります。

以上であります。

○委員長(斎藤文夫君) それでは、修正案について質疑のある方は御発言願います。——別に御発

言もないようですから、これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、こ

れより直ちに採決に入ります。

まず、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本案は全会一致と認めます。よ

り、本件はもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉田達男君から発言を求められておりますの

で、これを許します。吉田君。

○吉田達男君 私は、ただいま可決されました商

工會及び商工会議所による小規模事業者の支援に

関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、

護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スボ

ーツ・国民連合、日本共産党、民主改革連合、日

本新党的各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 基本指針の策定に当たつては、小規模事業者をめぐる経営環境の変化を踏まえつつ、商工会等の支援事業に関する計画の作成及び実施に十分資するよう明確かつ具体的な内容とするよう努めること。

二 商工会等の基盤施設設計画の策定・実施に際しては、地域の実態等を踏まえ、関係地方公

団体との密接な連携の上、周辺の商工会等との共同事業の推進、他の地域振興計画等との調整、会員の合意形成等が適切に行われるよう十分な指導・助言に努めること。

三 全国団体が債務保証を行うに当たつては、基盤施設事業の運営について的確な審査を行うとともにその保証業務が円滑に行われるよう、業務処理体制の整備について適切な指導を行うこと。

四 基盤施設事業の導入に当たり、事務局長並びに経営指導員等の配置、資質の向上、勤務環境の整備、人事交流の促進等による体制の確立に努めること。

五 経営指導員等の人事費の一般財源化に当たり、その身分保障に十分配慮する等小規模事業者対策が後退することのないよう万全を期すこと。

六 商工会及び商工会議所が、商工会法、商工會議所法に定める原則に従つて、適切な活動を行つよう引き続き指導すること。

七 小規模事業者の新規開業率が低下している状況にかんがみ、創業支援基盤の整備等に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

本案はもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉田君から発言を求められておりますのが、御異議ございませんか。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後零時四十九分散会

○委員長(斎藤文夫君) ただいま吉田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

ただいまの決議に対し、森通産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森通産業大臣。

○國務大臣(森喜朗君) ただいま御決議のあります附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいる所存であります。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の原案並びに修正案について採決に入ります。

まず、市川君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本案は全会一致と認めます。よ

り、本件はもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本案はもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉田君から発言を求められておりますが、御異議ございませんか。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後零時四十九分散会

○委員長(斎藤文夫君) ただいま吉田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

ただいまの決議に対し、森通産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森通産業大臣。

平成五年五月三十一日印刷

平成五年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K